

本日の会議に付した案件

漁港法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六号）

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（内閣提出、承認第一号）

農漁取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三〇号）

農林水産業の振興に関する件

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

漁港法の一部を改正する法律案及び漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件、右両案を便宜一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。片島港君。

○片島委員 漁港法の非常に重要な点について二、三、大臣にお伺いしたいと思うのであります。

御承知のように、漁港法は議員立法でできた、しかもまた日本が占領されておるときに議員立法でできたので、各条項にわたって非常に不備欠陥の多い点をわれわれは見出すのであります。ところが、今年より改修事業という新しい事業を始められておりますが、漁港法の第十九条によりまして、国以外の者が漁港の修築事業を行なう場合にはこの計画を立てて、整備計画にのっとってやれということ、この法律ができて今日まで、この整備計画に基づいて修築事業をやっておったのであります。そのほかに、例外として非常に小規模なものに局部改良事業をやっておったのは御承知の通りであります。これは非常に規模の小さい改修事業というものは、その精神において本質的に修築事業と何ら変わらないものであります。そういったしますと、修築事業を整備計画の中からどん

どんははずして改修事業をふくらましていくということになりますと、實際上漁港法は死文化いたしました。ほんの一部分だけを漁港法で規定をして、大半が漁港法によらない改修事業なり局部改良というものに落とされていく可能性が非常に多いのであります。十九条以外の局部改良事業は非常に小規模であつたから、これは黙認をしておいたわけでありまして、改修事業といふは、修築事業とほとんど変わらない相当大規模の事業を行なうわけでありまして、この漁港法に違反をするのではないかと。こういう大きな事業をやっていくことは、予算措置だけでやることは、漁港法——これは法律でありますから、たとい不備欠陥がありましても法律は守つていかなければならぬのであります。第十九条によらないで、どういうところをよりどころとしてやられるのか、あるいは法は全然無視して改修事業というのをやられるのか、その点についてお伺いしたい。

○重政国務大臣 御承知のように、漁港法によつて整備計画を立てて修築事業をやりますものは、八年間にどれだけのものをするというのを具体的にきめられておるわけでありまして、これはいづれの漁港も重要な漁港であり、そうしてまた大きい漁港であるわけでありまして、それ以下のそれほどもで

重要ではない、そうしてまた整備計画に載つておるものより小さいものであつて改修をする必要があるというやうなものが出てくると私は思うのであります。つまり整備計画の漁港以下の漁港で、しかも改修の必要があるといえるものも出てきはないかと思つたのであります。そういうものを予算的措置によりまして一応救済をしていつたらどうかと思つておるわけでありまして、御説を拝聴いたしました。一応ごもつとも御説であると思つておるわけですが、こしばらく一つ実施の状況をあらためて、さらにその法律に明定する必要がある。整備計画と全然同一のやうな漁港で同じやうなことをやるといふやうなケースが非常に多いという場合には、私は整備計画の中に入れないかと思つておるわけですが、現在のところでは、大体整備計画の漁港より一段下の漁港で、しかもほうつておけないというやうなものを予算的措置によつてやつていく、いわば弾力的に漁港の改修をやつていくことが、行政上は実際に合つておるわけであり、私はこういうふう

に考へておる次第であります。

○片島委員 従来の整備計画に載らないものというところであります。今度の第三次整備計画によつて、従来の整備計画に載つておつたものを改修に回し、局部に回しておるわけでありまして、整備計画に載らない、そこまではないものと言われますが、そこまではないかいかぬか、今までは改修事業の対象となり、このたびの改良事業の対象となつておるものまで整備計画に入られておる。この整備計画に入らないものを救済する。そうすれば整備計画に

載せるものはこういう基準だ、それ以外のものはこうだという何か基準がなければ、法律に關係なく大臣の一言で、これは整備計画に載らないからといつて改修に回し、あるいは局部に回す。そうすれば法律はあつてなきがごとき、大臣の一存によつてどうにでもなるということになるではありませんか。そういう意味で今度の改修事業というのは、非常に多くなればということでありまして、非常に多くの改修事業を三十八年度から計画をされて、資料をいたしておるわけでありまして、そうすればその基準といふものは、あるいは改修事業といふものに対して何らかの法的な裏づけを位置づけておく必要があるのではないかと。これはいろいろと私たちが相談をして、どうもおかしいんじゃないかという空気が多いわけでありまして、これはまだほかにも不備欠陥があります。これはまだ改修事業をこれらほとんどん拡充されていくとすれば、改修事業については法的な位置づけをする必要があるのではないかと、こう考へるのであります。

○重政国務大臣 これは農林大臣が勝手にやるというやうなつもりではないわけでありまして、改修事業を行なう漁港につきましては、一応の基準を設けて、その基準に当てはまるものについてやつていく、こういうつもりでおるわけでありまして、

そこで今の御意見のようにそれを法律でやつたがいか悪い——やるべきではないかという御意見のようであります。先ほども申しました通りに一応この予算的措置で補助要綱といひますか、基準というやうなものを設け

て、それによつて弾力的に実施していく方が実情に合うようにいくのではないかと、こういうやうな考へであります。でありますから実施の経過を一応ごらんをいたしまして、われわれもその実績を検討しまして、さらに整備計画に加えてこれをふくらますがいかにどうかというやうなことも一つその上で考へたい、こういうつもりでおるわけでありまして。

○片島委員 従来整備計画に載つておつたものを、このたびの第三次計画で百三十一港という多くの港を改修事業の方に回されておるわけでありまして、従来整備計画として工事中であつたものでありますから、こういうものは法的な裏づけがない。弾力的ではあります。それが非常に拡充されるものならばいいが、縮むおそれもあり切り捨てられるおそれもある。そういうところにはわざわざ落とす必要はないのではないかと考へるのであります。さらにそれよりもつとひよいのは、従来整備計画に載つて工事中のものを、非常に補助率の低い局部改良の方に落としておる。これは御承知のように非常に補助率も悪いわけでありまして、そればかりでなく、現在整備計画に載つて工事中のものもこれから打ち切つてしまふ。何らかの方法で局部改良なり改修で救つていかなければ、整備計画として、堂々と今まで工事をやつておつたものも、ここで打ち切つていふやうなものもあるわけでありまして、そういうことを何と救つていくべきではないか、整備計画の中に入つて工事中のものを改修に回し、さらには改良工事に落とし、さらにはまた打ち切る

こういったものであるのではありませんが、この点はどうか考えますか。

○重政国務大臣 工事中のものを改修計画の方へ入れるというのは、これは補助率も同様でありまして、これは従前と別に変わりはないわけでありまして、それで打ち切ると申しますが、これは工事が完了して打ち切る、それから幾らか残っておるのを局部改良の方に持っていくというケースがある、こういう御指摘であります、こういうものはほとんど工事ができ上がりまして、残存の部分は局部改良でやっていくのが適当であるというふうなものについてだけあります。でありますから、工事中のものについても、従前とは変更があるということには大体ならないようにしたい、こういうつもりであります。

○片島委員 それは大臣は御存じないのです。私は資料によつてずっと内訳もつくりました。それによると、完成したものは二百四十三港、未完成のものが三百六十一港、未完成の中で工事中のものと未着工とあるわけなんです。完成したもののうちの四十九港というのは、局部改良でもない、改修でもない、一応完成したものの、これは完成漁港の二百四十三港の中に入っている。三百六十一港の未完成のものをさらに内訳をとつてみますと、改修に回すものと、局部に回すものと、打ち切るものとあるわけなんです。これは長官の方ではつきりわかつておると思いますが、こういうものまであるわけでありまして、それは誤解のないようにしていただきたいと思います。

さらに、この漁港整備についての補助率の問題であります、離島振興法

の適用地域とか、あるいは北海道といたつたようなところは、比較的よく見えてあるわけでありまして、非常に経済力が弱い第一種漁港あるいは第二種漁港というものの補助率がそのままに放置をされております。こういうところは、大したところでないからと言われるかもしれませんが、大したところでないだけに、その地元の経済力というものは弱いわけでありまして、非常に細かい小規模の漁業をやつて生活を立てておるわけでありまして、経済力が弱いからこそ、むしろそういうところの補助率を検討すべきではないかと考えるわけですが、いかがですか。

○重政国務大臣 これは私も、補助率はもう少し引き上げねばならぬという必要性は感じておるわけでありまして、これは公共事業としての一般の補助率の関係をございまして、なかなか困難な問題であるわけでありまして、であります、私もどしどししてはできるだけ努力をいたして、補助率の引き上げをはかりたい、こう考えておるわけでありまして、三十八年度におきまして、特別な第三種漁港については、御承知の通りに補助率を五割から六割に引き上げたわけでありまして、できるだけこれは努力をいたしたい、こう考えております。

○片島委員 特に局部改良のごときは、三分の一といったように補助率が非常に低いわけでありまして、局部改良といひましても、何百万円あるいは二千万円くらいまでの規模のものを考えておられるようでありまして、局部改良だから補助率が少なくてもいいというわけには私は参らぬと思うのです。この局部改良事業についての補助率を特

に検討して上げるといふお考えはないかどうか。さらに特に機能施設については、輸送施設、公共施設用地、漁業通信施設、こういったように限定をされておるわけでありまして、機能施設については、その補助範囲をもっと拡大していく必要があるのではないかと、この二点について伺いたいと思います。

○重政国務大臣 局部改良の補助率が低いという御指摘であります、これは先ほども申しました通り、私もできるだけ補助率は引き上げていきたいという考えを持っておるのでありますけれども、港灣施設の場合、他の公共事業との関係がありまして、それらの均衡上の問題がありますので、なかなか思うように現在のところ参つておりません。また補助の対象たる施設の種類についていろいろ制限があるという御指摘であります。これはその通りであります、その拡大につきましまして、さらに検討しまして、できるだけその範囲を広げるように努めたい、こう考えております。

○片島委員 補助を受けましても、とうてい地元の財政力がないために、あの地元負担の部分の起債に仰ぐという例が多いわけでありまして、そういう場合に漁港と港灣についての起債に対する取り扱ひが違つておる。たしか昭和三十三年以降と思ひますが、漁港関係事業の起債を一般の単独事業としておるために、起債の時期あるいは事務的に非常に煩瑣な点がある。港灣と同様に一般補助事業として取り扱つて、特別のワケを設定することによって起債の額を拡大していくということにすれば、非常に事業もスムーズに進捗すると思うのでありますが、港灣と同様

な一般補助事業として取り扱うことはできないものかどうか、その点について伺ひたいと思います。

○重政国務大臣 御指摘の点は、実は努力をいたしておるのでありますが、今日までのところは遺憾ながら御趣旨のようになつておりません。今後におきましても港灣の場合と同様の取り扱ひをしてもよろしくな御努力を続けるつもりであります。

○片島委員 あと一点。これは海上保安庁関係ですが、第一種漁港等の小規模な漁港に航路標識がなく非常に不便を感じている、こういう点について関係の当局と何らか話し合ひをされておりますかどうか。もう少し促進をしていただく必要があるのではないかと申すのですが、いかがなものでしょうか。

○庄野政府委員 そういう航路標識と航行の安全を期する施設につきましましては、海上保安庁ともかねがねから連絡をとり、その施設の万全を期するよう努力しておるのでありますが、何分敷も多いことでもありますし、御趣旨にまだ沿っていない点もございますので、今後の問題といたしまして、十分連絡をとりまして施設の拡充に努めていきたいと存じております。

○長谷川委員 以上をもつて両件に対する質疑は終局いたしました。

○長谷川委員長 両件について別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず漁港法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

次に漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件について採決いたします。

本件を承認するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

○長谷川委員長 この際、角屋堅次郎君外二名より、両件にそれぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党を代表いたしまして、ただいま可決されました漁港法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

漁港法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

水産業の近代化を図り、漁業者の所得を増大するうえにおいて、漁業生産の基盤たる漁港の果たす役割は益益加重されてきているが、漁港の制度及び運営の面において改善を要すべき点が少なからず生じていると認められるので、政府は、この際左記事項に留意しつつ漁港法を改正する

ため根本的再検討を行なうべきである。

1 昭和三十八年度から新たに実施せんとする漁港改修事業及び昭和三十年度より実施しての局部改良事業については、予算措置のみにより実施することとしているが、これら漁港整備事業はすべて漁港法の裏付けにより実施するものとする。

2 漁港整備事業の円滑なる実施を図るため、北海道及び離島振興法適用地域以外の地域における第一種漁港及び第二種漁港の補助率は正を図ること。

3 漁港の種類は、第一種漁港、第二種漁港、第三種漁港特定第三種漁港及び第四種漁港に区分されているが、漁港利用の実態及び漁港の果すべき使命を考慮して適切な改善を加えること。

4 漁港施設のうち機能の充実を図るため、国の補助対象事業を拡充すること。

5 漁港行政の重要性にかんがみ、漁港審議会の構成及び運営について拡充強化を図ること。

以上であります。本附帯決議の案文の趣旨につきましては、漁港法の一部改正の審議の経過において、それぞれ各委員より質疑の中で明らかにされた点であります。御承知の通り、現行漁港法は昭和二十五年に議員立法として当時の先輩諸君の非常な努力で制定を見たわけであります。それ以来十数年を経過しておりますが、この間漁港の整備のために本法の果たしてきた役割はきわめて大きいことを高く評価

しなければならぬと思うのであります。しかしながら今後の水産業の発展の上から、漁業政策上漁港整備の急務を要することは言を待たないのであります。そして、そういう水産業の発展と見合う漁港整備という観点と同時に、その後において行政的に実施されて参ります各般の問題を考へて参ります。この際漁港法については根本的な再検討を要する時期にきておることは明らかであります。私どもは漁港法一部改正の審議の際に、いろいろそれらの問題を討議して参りましたが、なお改正のためには十分慎重に検討すべき点もあります。今後漁港法の根本的再検討の場合には、五項目にわたってその内容に触れておりますけれども、これらの点を十分考へて、すみやかな機会に根本的な再検討の結果に基づく漁港法の改正の実現のために努力していただきたいと思つております。

まず第一の点は、これはもう審議の中でもしばしば指摘された点であります。現行の漁港法には、漁港の修築事業のみ法的根拠を持っておるわけであり、昭和三十八年度から実施される漁港改修事業、あるいは昭和三十年度からすでに実施されておる局部改良事業についても、これが法的根拠を与えることは立法機関のわれわれの立場からすれば当然でございます。これらの問題の総合調和をはかり、今後の伸展に見合う検討の上に立った法的根拠の裏づけについて御努力をお願いしたいと思います。

第二項の問題は、すでに各委員からもしばしば指摘されました通りでありまして、今日北海道及び離島振興法適用地域以外の地域における経済的基盤

の弱い第一種漁港及び第二種漁港の補助率四〇%の問題については、これはやはりすみやかな機会に是正を要することは言を待たないのであります。ことに沿岸漁業の構造改善のうち漁場改良造成事業は五〇%補助であつて、これと見合ふ観点からいたしまして、すみやかな機会に補助率の引き上げという問題について格段の努力をお願いしたいと思います。

なおまた第三項の漁港の種類の問題については、これはこの種同種類の港湾法との対比の関係等から見まして、あるいは今日五種類に分けられておる内状が必ずしも今後の漁業政策上実態に合わない点で再検討を要する面もあろうかと思つております。特に第一種漁港、第二種漁港等の同じ範疇にしてはどうかという問題等も含めて、やはり基幹漁港として考へべきもの、一般漁港として考へべきもの、これら相互の位置づけをしなから、合理的な解決をお願いしたい。かように考へておるわけでありまして、

なおまた第四項の点は、ただいま片島委員からも御指摘があつたわけであり、特に今後の沿岸漁業等の振興上非常に重要な一面面でありまして、この部面の補助対象事業の拡充を積極的に検討願ひたいと思つております。

第五の審議会の問題であります。御承知の通り、今回の改正を通じて、水産庁の長官を審議会のメンバーからはずす、従つて一般の審議会のメンバーが一名事業上増員になるといふことになり、総数九名であります。今後漁業政策と見合ふ漁港の整備という観点からいたしましたならば、

この構成の問題についてもさらに増員の方向で検討すると考へるわけであり、

以上、案文を朗読いたします。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対する附帯決議(案)

政府は、新たに昭和三十年度以降八ヶ年を目途として漁港を整備することとしているが、漁港の整備が水産業の発達を図るうえにおいて、極めて重要な役割を有するものであることにかんがみ、左記事項について万全の措置を講ずべきである。

1 漁港整備計画の目標期間内の完成を期すること。

2 漁港改修事業及び局部改良事業を含めた漁港の整備に関する事業

この附帯決議の趣旨はきわめて明瞭でありますけれども、第一項の漁港整備計画の目標期間内の完成の問題であります。今回の第三次整備計画を通じて、三百八十の漁港について、予算約一千億円で八ヶ年で達成を目途としておるわけであり、第二次整備計画の今日までの実施の経過にかんがみても、約七二%の達成率といふことでありまして、これらの点からいたしまして、この承認を得ました第三次整備計画については、十分予算的な裏づけをもって目標期間内に完成するように最善の努力をお願いしたいと思います。

第二項の漁港改修事業及び局部改良事業を含めた漁港整備に関する事業全般の問題であります。申し上げるまでもなく、漁港の整備は単に修築事業のみならず、今日新しく昭和三十年度から改修事業が加はることになります。また三十年度から局部改良も実施されておるわけであり、漁港整備はこれらの三つのものの総合的な推進ということに相なるわけであり、

後の情勢の変化に応じて、事業費の必要経費の確保、あるいは予算単価の是正の問題についても十分配慮して、全体として漁港の整備に万遺憾な

きを期してもらいたいという趣旨でございます。

第三項の、漁港の整備に関する事業計画の策定及び実施の問題については、御承知の通り、今日沿岸漁業構造改善事業がすでに本年度五県について実施をされ、新年度さらに八県が追加をされ、新しく七県が調査県として指定をされる運びに相なっておりますのでありますけれども、これら沿岸漁業構造改善と漁港との密接不可分の関係からいたしまして、これらの総合調整、沿岸漁業の構造改善の推進と見合ふ漁港の整備の問題について、万遺憾なき配慮を加えてこれが推進をしてもいい、この趣旨でございます。

何とぞ満場の御賛成を得て可決あらんことをお願いいたします。

○長谷川委員長 お諮りをいたします。

角屋君の動議の通り両件それぞれ附帯決議を付するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、動議の通り両件にそれぞれ附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。重政農林大臣。

法の根本に触れる改正と相なりますので、そういう手続を経まして慎重に検討いたしていききたい、こういうふうに考えております。

それから第二の整備計画の御承認をいただきます件についての附帯決議につきましては、いずれもこれはできるだけ附帯決議の御趣旨に沿って、これが実現をはかるように努力をいたす所存であります。

○長谷川委員長 なお、両件に関する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○長谷川委員長 次に農林水産業の振興に関する件について調査を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 私は、ある意味ではきわめて地域的な生産物といえるかもしれませんが、コンニャクを生産しております農民が、貿易自由化というムードの中で、外産コンニャク輸入が行なわれるのではないかとというような心配から非常に不安の立場に立っております。こうしたコンニャク生産農民が一日も早く安心して業に努めることができるように、こういう立場に立つて、コンニャクの問題について数点の御質問を申し上げます。政府の基本的な考え方を明らかにしていただきたい、かように考えます。

まず第一にお尋ねいたしたいこと

は、コンニャクというものが食料としては必要食料なのか、あればあった方がいいという趣味嗜好を満たす程度の食料なのか、なくともよい食料なのか、食料としての必要度の位置づけというものを基本的に伺っておきたい、かように考えます。

○富谷政府委員 ただいまのお話でございますが、正面からのお答えにならぬかと存じますけれども、私もこういうふうに考えております。現在精粉の価格が非常に上がっておりますことは御承知の通りであります。もしほんとうになくて済むような商品でござい

ますれば、値が上れば製品であるコンニャクも姿を消してしまつて、その製品の値上がりその他という現実が現われぬ。ところがさうでなしに、原料が上がりまふと、続きまして製品も上がりまして、上がった製品についてもやはり需要がついてくるということでございますので、これはやはり非常に嗜好的な食料かもしれませんけれども、国民の食生活の中に占める位置といふものは非常にウエートが大ききものであるというふうに考えております。

○栗原委員 食料としての位置づけ、嗜好的なものではあるけれども、ある意味においてはなくちゃならぬ食料だ、こういう位置づけをしていただきました。

そこで、そうしたものが、日本の独特の食料であるように聞いておるのですが、日本内地においてたゞいま精粉に換算して年々平年作でどのくらい生産高が上がつておるのか、これを一つ明らかにしていただきたい、かように考えます。

○富谷政府委員 この生産統計というのは必ずしも正確でございませぬので、私も非常に困るわけでございますが、県の報告あるいは統計調査部の報告、こういうものを参照いたしますと、大体年間精粉で八万トンから九万トンの間を上下しているというふうに私も見ております。こまかい数字もございませぬけれども、端数を申し上げても、必ずしも正確を期すことができないかと思ひますので、大体の概数といたしまして、八万トンないし九万トンというふうに御承知いただきたいと思ひます。

○栗原委員 年間精粉にして八万ないし九万トン、こういうものが生産されておる。

これに関連して、生産に従事しておる生産農民の数、それからこれを製粉するいわゆる粉屋の数、また粉を食べる段階に持つていく練り屋の数、こういうものが一応おわかりになっておりますら、一つお示しを願ひたいと思ひます。

○富谷政府委員 これは三十六年の農林センサスによりますと、生産農家の数は全国で約十六万戸でございませぬ。このうちで一番多いのが群馬県で二万一千戸、続きまして福岡県で一萬戸、かような数字になっております。それから加工業者の数は全国で約百八十人、それから製造業者の数が約四千六百人というふうに私も承知いたしております。

○栗原委員 こういう業態の中で、コンニャクが国民の嗜好食料として、やなくてはいらない必要食料という務めを果たしておるわけですが、先ほどお話もありました通り、昨今粉がかなり

り高値を呼んでおる、こういうようなことの中で、一方貿易の自由化という姿の中で、これはことによると外産コンニャクが輸入されるのではないか、こういうような心配が多分にあるわけでございますが、外産コンニャクに対する当局の考え方をまず伺ひたいと思ひます。

○富谷政府委員 先ほど先生おっしゃいましたように、私どもの承知しております限りでは、このコンニャクを食べますのは世界で日本だけのようでございます。従つて貿易自由化というお話がございましては、これが商品として生産されたいことは外国においてはあり得ないのじやなからうか。現在ございませぬのは、中共あるいはインドネシアにおきまして野生のコンニャクイモを、日本の需要がござい

ますとそれを採集して日本に送つてくるといふことになつていようでございます。一番近い例では、昭和三十一年に約三百トン足らずのものを輸入いたしました。これはインドネシアから入つておるような次第でござい

ます。

○栗原委員 昨今の相場が高いということでは、外産のコンニャクが輸入されるのではないかとというような生産農民の心配なのですが、かつて三十二年に三百トン輸入した当時は、内地の相場と、商品でない外国産のものとの値段の格差があまりにあるというようなことで、特殊物資の指定というところで、たまたま輸入をする人たちが莫大な利権的な値ざやを取らないような措置が講ぜられたと記憶しております。先ほど嗜好物ではあるけれどもなくてはならぬというような品物で、そして今日

この値が上がつたのは品物が足りないからだというような立場に立つと、何とかそれは入れてやらなければならぬのではないかというような事情が起る。こういうことから生産者は生産者として、そういうことになりはせぬかと非常に心配しておるのですが、ただいまの時点において、このコンニャクの粉の価値に対して、外国の品物を入れて高値を何とか押えていくというか緩和するとか、こういうような考え方があつたのかないのか。この点を明らかにしていただきたい。

○富谷政府委員 御答弁が長くなりませんが、御了解いただきます。このコンニャクの粉の輸入の問題は、従来生産者の方からいろいろやかましい御意見もございします。従って農林省でも、すでに数年前以前から何とか三者、つまりコンニャクイモの生産者、それから加工業者、製造業者の三者の間が円滑にいくような方法はないものかというのであつた。これをいたしておつたわけでございます。たまたま昨年の七月以来、この三者の協議会というのが非常に話し合いが円滑に進みまして、現在では、ごく最近に三者で財団法人をつくるのではないかと動きまで進みました。この財団法人でどういふことをいたすかと申しますと、コンニャクの安定価格となるものを考えてみたかどうか、つまり値が非常に暴騰暴落いたしますので、下がった場合には、何か最低価格で売買のあつせんをするといったような、保障的な行為ができないものか。それから最高価格をきめておきまして、その最高価格を突破した、あるいは突破するようなおそれがある場合には、外産を入れて国

内の需給緩和をする、そして、結局一定の供給量というものを常時確保いたしまして、コンニャクの需要消費というものが、将来だんだん伸びていくというのを期待しようじゃないか、こういう動きがございします。従って、私どもは現在の価格というものはちよつと高過ぎるということを、率直に申し上げまして考えております。この協議会ができましたれば、さつそく安定価格がどの辺がいいかということをお諮りいたしまして、その御答申によつては、御答申と申しますか、協議会の方の結論によりまして、必要があれば輸入するというふうな考え方で参りたいと思つております。

○栗原委員 ただいまお話の中に触れた、生産者、粉屋、練り屋、三者の協議会というものがございします、こういうお話でございしたのですが、実は、新聞の報ずるところによると、コンニャク事業団が設立されるんだというふうなことが報導されておるわけですが、これは、今首を曲げておつて知らぬのかもしませんが、新聞では、農林省が企画しているコンニャクの事業団の設立についてさきに同省から設置案の賛否を諮問されていたが、群馬県、コンニャク専門委員会では、条件を付して賛成という答申をして、昨日ある代議士を通じて回答を出したのだと、この報道されておるわけですが、そこで、このコンニャク事業団の設立、農林省が企画してそして諮問をしておる、こういうのですが、この事実はどうなんですか。

○富谷政府委員 事業団という格好のものでは考えておりません。それから、農林省がイニシアチブをとつて

やつたかということでございますが、むろんその三者間の連絡協調をうまくやりたいということ、いろいろのあつせんは申し上げましたけれども、農林省がしゃにむに三者をこつちへひっぱつていったというふうな事実ではなしに、三者の間で円満に話し合いが進んで、こういうふうな格好になつて参つたということでございます。

○栗原委員 そうすると、この新聞に報道されておることは間違ひである、農林省がイニシアチブをとつて、そして諮問したことはない、このようにして明確にすることができると思ふか。これは一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○富谷政府委員 農林省から諮問その他の事実はございせん。

○栗原委員 この報道によりますと、法律の裏づけもなく、ただこういう報道ですから、ただいまの農林省がここで答弁されることが間違ひない事実だと思ひますが、農林省がもしこういうことをやってくれたとすれば、当然事業団法とか、そういう裏づけ法ができて、法律の裏づけによつて、しっかりと行動の方向をとるべきだ、こう思ふわけですが、そうすると、この事業団というふうなものは、かりにできたとしても、それはどこまでも任意的な民間の団体である、こういう工合に考へていいわけでございますか。

○富谷政府委員 最終的には、それは法律によります特別の事業団方式などをとる必要があるかもしれせんけれども、今のところ、私も考えておりますのは、三者の出資によります財団法人、純然たる民間機関であるというふうな持つていつて、それで目的が達

し得るのではなからうかというふうに考へております。

○栗原委員 かりに、この事業団が任意の財団としてでき上がる、しかし先ほど説明のあつたように、その仕事の主たるものは価格安定をねらつて、下限、上限をきめて、そして買入れあるいは売り放ち、さらに国内産のもので事足らなければ、ことによると、外産も入れて需給を円滑にする、こういうことまでも指向しておるのだ、こういうふうなお話でございましたが、そういうふうな理解してよろしいんですか。

○富谷政府委員 この財団法人が、直接自分で買ひに出動する、あるいは自分が直接輸入するというような行為は、独禁法との関係もございまして非常にむづかしい点がございします。従つて、私どもでは、要するに安定価格のめどをつくるために、三者で協議していただくということ、それから輸入の決定をいたしますのは農林省でございます。従つて、輸入方針その他は農林省がきめるわけでございしますが、そういう際に、この三者が、コンニャクに關連する御意見を伺う最も公的な機関であるというふうには考へております。

臣からいつも確認をいただいてきておるわけですが、この点は、今度重政大臣が新しく就任されたわけだけれども、おそろく変わりはないだろうと思うけれども、政務次官もおられますので、一つ大臣にかわって御答弁願いたしたいと思います。

○津島政府委員 たいまのお話は、全くごもっともでございます。やはりコンニャクを生産する人が、値段が下がったために生産者にすぎまい、これはお説の通り好ましくないことであると思うのであります。従って、やはり農林省といたしましては、この生産者の方々を守っていくということを考えて参らなければならぬと思ひます。しかし同時に、またあまり高価になりまして、消費者の方々に非常に脅威を与えるということも、また政策としてほめたことではないと思ひますので、両方考えながら適当に進んで参るということが本質であらう、かように考える次第であります。

○栗原委員 一応今のお考えで満足できるわけですが、実をいうと、消費者と消費者と言つても、第一回に私が聞いた、食料としてのその位置づけという問題はそこから出てくるわけで、率直に言つて、コンニャクはあればいいけれども、なければ生きていけないという、社会問題になるかという、これはそうはならないのです。そこで値段が上がつて問題になるのは、消費者の名において騒ぎ出すのは練り屋であり、粉屋であるわけなんです。数を聞いてみますと、練り屋が四千、粉屋が百八十、こういうことなんです。こういう人たちが全国の消費者を代表して、これじゃ高過ぎると騒ぎ出すわけ

なんです。しかし実際はほんとうに末端の消費者が、高過ぎてコンニャクが食えないからあすにも政府へ押しかけようという問題にはこれはならぬのですよ。米やなんかの食糧とは違ふわけですから。そういう意味でただ単に値がちょっと高いから、これでは消費者が困るから、外産を輸入しろということでは議論としては成り立つても実際問題としてはよほど注意してもらわれないと大へなことになってくると思うのです。特にそういうことを契機にして、やうと何とかが息がつけるという生産者を徹底的に打ちひしめていくわけでは、しかもコンニャクというものは一年草じゃありません。御承知の通り三年からなければ売り物にならない品物なんです。今では精粉が一駄四十万もするような相場なんです。三年前にはこれが四万円台、こういうべらぼうなことになって、これではコンニャクづくりでは食っていけない、こういうような時代もございました。そこで確かにこういうコンニャクづくりを生かしていくという建前で、下値はがつちり押えてやつてもらいたいけれども、上値の方はそれほど心配する必要はないと思ひます。前に幾度か農産物価格安定法の中へこれを取り入れてくれという議論が出たのですが、コンニャクが出てくるとアズキが出てくるわけなんです。ちやうどコンニャクとアズキは同じようなものなんです。どっちも、なくとも社会問題にはならぬ。しかしそれでは値が下がつたらどうかといへば、やつぱりアズキつくりも開拓地とかとんでもないところでアズキをつくるよりほかやうていけない、ほかのものをつく

れといつてもできないということ、やはり食つていけない。下値をささえてやらなければならぬが、高値になつても消費者は食わずに生きていける。こういう品物なんです。このところは一つしつかり目をあいて、ただ百八十人の粉屋の人たちが高過ぎるとか、あるいは練り屋の人たちが少し品物が足りないとかいうような議論だけで、消費大衆が困るのだということにはならぬ、このように思うのです。そこでこのコンニャクというものが、そして農業構造改善の中核作物としての位置づけはどうかなんだという、実際に言うとなかなか大へんなんですよ。私はなぜかこういふことを言うのかという、今コンニャクは群馬の下仁田と、今この相場が立っているのです。こんなものがわけのわからぬところで日本じゅうの相場ができるのはコンニャクくらいなものなんです。その下仁田が構造改善の指定地区を申請するときに、基幹作物としてコンニャクを書いて出した。ところがそれはだめだということです。一体どういふ立場なんです。これらについてはどうなんですか。

○富谷政府委員 その下仁田が構造改善のときにコンニャクを基幹作物にして申請してだめだったというお話は、私さう初めて聞いたのですが、構造改善の中で広島県でコンニャクを基幹作物にしておられる例がございます。従つて群馬県の場合にはそのほかの要件が構造改善事業の指定村とするのに満たないからではないか、これは思ひます。いすれよく調べまして、

別の機会にお答え申し上げるようになしたいと思ひます。

○栗原委員 先ほど、コンニャク対策の基本は、それは消費者の立場もむろん十分配慮しながら、基本的には生産農民であるコンニャクつくりの生活を中心に今後をやつて下さる、こういうことを聞いたので、私は大体質問の主要な目的を達したわけなんです。問題は先ほどお話をあつたコンニャク事業団としての財団の問題であります。これは、先ほど言う通り生産者の農民と粉屋と練り屋、この三者でもつてくる形からいへばまことにいいのですけれども、利害関係からいへば正反對なのです。いわば栗のいがみたいなもので、でんでんばらばらの方向ですから、實際形の上ではまとまつたようであっても、事実これを運用していくというとなかなかうまくいかない。私は具体的な例をつまびらかにしておりませんが、何かに前にも南朝鮮、韓国からノリを輸入するの、三者でもつて輸入して、利益分配その他の問題でえらう問題があつたというのを聞いたように思ひますが、これもなかなかうまくいかない。だから私の考え方は、事業団をやるならば、そうした三者でやるのではなくて、コンニャク対策の基本の方向が生産農民の生活を守るといふことに主体を置いてやるならば、事業団は生産者農民の事業団をしつかりつづけて、そうして、かりにどうしても国内生産が足りないという場合には、生産者の手によって輸入させる、こういう立場をとるべきじゃないかと思ひます。ということ、かりに内地の生産が少なくなるときは、値が上がつても、値がばかに上がったから、生産

者はよきように見えても、上がる要件が足らぬ。値が上がつても握る金は非常に少なくなるから値も上がるわけですから、そうした場合にかりに輸入することによってある程度利益が得られるならば、生産減によって打撃を受けた生産農民に輸入によるところの利益を均霑させながら、しかも国内需給の緩和をはかる、こういう方向をとるべきであつて、粉にしたり練つたりしてもうけておる人たちに輸入の利潤がいくような方向をとるべきじゃないのだ、こう私は率直に言いたいわけなんです。ところが、一方では、農業協同組合という形で、このコンニャク問題もいろいろ運動が進められておりますけれども、ちやうど牛乳のように、なかなか農協がつかみ切れないのです。今牛乳が農協でつかめないと同じように、コンニャクもこれが農協、経済連でつかみ切れない。群馬県においても、この事業団は輸入を目的とした一つの事業団である、だからこれには反対なんだということ、群馬県では生産者が集まつて、生産者の協議会をつくつて、これにまつてこうから反対しておるのです。たまたま新聞の報道によれば、群馬県で回答してきたのは、農協の中央会が中心になつて回答してきているわけなんです。この中央会は残念ながらまだ群馬県のコンニャク生産者を完全に掌握してないのです。こういう事実もよく知つてもらつて対処してもらふねと、農協から答申があつたんだから生産者はすべてその意向に賛同しているんだという判断は、とんでもない間違ひを起すこととなる危険性がありますから、これは十分承知しておいていただきたいと思ひわ

けです。そうして輸入については先ほども申しました通り、どうも練り屋とか粉屋とか、こういうことの立場でなくて、むしろ消費者という立場に立って輸入という問題が起こるのだけれども、しかしそのことが生産者に打撃を与えないように、生産者もよく、そうして消費者もよいという方向をとうとするならば、やはり輸入の主体というものは、生産者を引き起こしたときに輸入という問題が起こってくるのだから、生産者によって大打撃を受けた生産者を中心に、輸入によって得られるであろう利益も得さしめるというような方向を配慮しながら輸入を考えていく、こういう方向に持っていくっていただきたいと思うのですが、こういう基本的な考えに対する当局の御所見を承りたいと思う。

○富谷政府委員 最終的には先生も三者で協議していくのがいいのじゃないかというふうなお考えのようでございます。私も生産者のみでこういうものをつくりましても必ずしも加工産業あるいは製造業者の方の同意が得られるかどうか、輸入その他の場合に、その時期、方法等につきまして非常に問題が起こる可能性があると思いますので、三者の協議会という格好で持って参りたいと考えておるわけでございます。その構成の中におきまして、生産者の意向が十分反映いたしますような機構、たとえば執行機関の構成等につきましても、そういう生産者の代表の比率を十分尊重して動かすようにしたいと考えているわけでございます。従って輸入によりましてどの程度の利益が出ますか、それも今後の問題になるわけでございますが、三者間で十分話し

合いまして、もし三者の協議がととのわない場合にはそういう調整につきましては、農林省といたしまして、ただいま先生の御意見のございました点を十分尊重して対処いたすつもりでございます。

それから先ほど八万トンないし九万トンと生産量を申しまして失礼いたしました。あれはなまイモでございます。粉に換算いたしますと、約一・二五%ですから九千トンないし一万一トンでございます。訂正させていただきます。

○栗原委員 今の答弁の中で、私が三者構成の事業団に賛成というふうな受け取り方をしておりますが、私はまだ賛成という意向を示しておらぬのです。昨日は中央会から条件賛成というふうな形で報告があったように新聞報道はされておりますけれども、おそろしく続いて生産者はまっこうから反対だといって押しつけてくる危険性が多分にあるのです。私はまだ帰って見てお

りませんけれども……。しかも群馬県が、先ほど言う通り十三万のうち二万人、生産はおそらく三割から三割五分くらい群馬がやっておるのだらうと思うのですが、こういう人たちがまっこうから反対の立場をとってくると、実際事業団ができてこの運営はなかなか困難じゃないかと思うのです。そうして群馬で三割ないし三割五分のなまイモの生産があり、下仁田で全生産の七割くらい粉にしていると思うのですが、こういうような地帯で、ほんとうに腹の底からそういう事業団をつくることに賛成だという形になってくると、これはせっかくできて運営はなかなかうまくいかない。運営がうまく

いかないうちに、形式論からいうと、三者協議でできたというもので、しかも輸入が必要なんだからといって輸入なんかさせるということになると、ハチの巣をついたようなところでもない混乱が起こると思うので、事業団の設立も、もちろん自由意思でやることでありまして、これはつくってはいないといえませうけれども、できてるその事業団なるものが、ほんとうに三者、特に一番数の多い生産者の側がまとまって事業団をつくるということにまだいっておらぬということ

を、私はここで十分警告しておきたい、こう思うのです。従って、つくるとは、財団法人をつくってやることなどです。それをやってみてはいかぬという法律もないのですから、できることはしょうがありませんけれども、これらの取り扱ひ方等につきましては、それらの背後にある実態というものを十分把握した上でやってみていかぬと間違ひが起こる、こういうことを考えて、さらに生産者の実態というものを把握することに万全の策を講じていただきたい、このように考えます。特に外産の問題につきましては、生産を中心

に、生産者の生活を守ることについて、主力を置いて、軽々に輸入問題に踏み切るべきではないかというのを最後に特に要望いたします。私の質問を終わらしていただきます。

○長谷川委員 石田有全君。○石田(有)委員 国税庁の部長さんにお伺いしたいのでありますが、昨年度の農業所得について、特に関東信越国税局では、従来税務署ごとに所得標準を作成しておりましたものを全面的に廃止するという決定のもとに、ずっと

準備を怠って参たのでありますが、昨年本委員会が私が指摘いたしました、一部は標準をつくってありますが、一部は、新潟のごときは県内四カ所しかつくっておらないわけです。それがためにいろいろなトラブルを今起こしつつあるわけでありまして、なるほど農家の中で所得税の対象農家となるべきものはきわめて少なくなったことは事実でございます。しかし税務署の所得標準というものが、国税の徴収のみでなくて、取り入れ方はいろいろございまして、取り入れ方、大体住民税の所得標準に援用される面がきわめて大きいものであります。そういう面で影響がきわめて大きいわけでございます。

そこで三十七年度の農家の所得標準をつくるにあたって、全国的に見てはどんな取り扱ひをなさっておるか、関東信越国税局のような取り扱ひをしておるのは何局くらいあるのか、まずそれを承りたいと思います。

○喜田村説明員 お答え申し上げます。関東信越国税局のように、国において農業標準をつくらずに市町村の方でつくられた標準なんかを参考に国税の課税事務を行なうことにいたしましたのは、関東信越国税局のほかは仙台国税局、全部ではございませんが、仙台国税局だけでございます。

○石田(有)委員 そこで伺いたいのでありますが、新潟のように広い県の中で新潟、長岡、高田、それから佐渡の相川の四カ所だけになったわけでありまして、従来税務署ごとに標準が作成される場合には、農業団体、農民団体の意見が相当尊重されてきて、地域性、地帯性というものもかなり数字

の中に入ってくるわけです。ところが県内で四カ所くらいになりますと、農民の意思、農家の経済の実態というのが、なかなか数字の中に入ることな

いとおそれがある。こういう点について私も、やはり従来のような取り扱ひでない問題があるのではないかと

いうことを指摘して参ったのでありますが、そこで標準をおつくりになった税務署では、もちろんある程度の調査をなさったと思います。しかしそれが実は手おくれだったわけです。当初から取りやめる方針であったのだから、私がこの委員会を指摘して、それから準備を始めたわけですから、実は手おくれなんです。ところがそう

でないところの地域では、これは全く資料はお持ちにならなかったのか、あるいはおくれればせながらでも税務署独自の調査資料があったのかどうか、おつくりになったとすれば、どういう資料をおつくりになったのか、伺ってきたい。

○喜田村説明員 税務署において農業標準をつくりません場合には、税務署においていろいろな農家を調査いたしましたその調査事項とか、あるいはその作況指数、物価指数なんかを参考にいたしまして、また市町村でおつくりになります農業標準を参考にして個々の納税相談に応じましたり、あるいは申告の審査をするということになります。そのために税務署におきましては、農業標準の作成をいたさないという場合におきましても、幾つかの課税農家について調査をいたしまして、その調査事項を持っております。それを参考にもいたしておる次第であります。

○石田(有)委員 私の知る範囲では、

これは税務署では独自の資料をおつくりにならなかつたようです。それで住民税の所得標準を、市町村がつくるものを税務署が指導されて、資料は市町村の税務課の資料に基づいて計算をされたところであると思いますが、いかがですか。

○喜田村説明員 税務署が市町村の農業標準の作成——指導と申されましたが、まあ協力して、お手伝いして、それで市町村の農業標準がつくられたわけでございしますが、そのほかに税務署も、先ほど申し上げましたように個々の農家につきまわりの調査はいたしております。その資料は持つております。

○石田(有)委員 ほんとに持つておるのですか。実は私も相当調べておるのですが、ところが、いかげんの資料で、たとえば坪刈り調査であるとかあるいは在庫調査であるとかいうことは、私の知る範囲においては一県もやっておらない。どうしてもやたらと言ひ切れるのですか、どうですか。

○喜田村説明員 私の承知しております範囲内におきましては、税務署におきまして幾つか調査をやったというふうに聞いております。

○石田(有)委員 ですから、さっき私が申しましたように、たとえば新潟県ならば、高田、長岡、新潟、相川は、これはおくれればせながら資料をつくつた。けれどもその他の税務署ではそれすらもつくらなかつたというのが実態なんです。それはやっぱりお認めになつたらどうですか。

○喜田村説明員 今御指摘になりました税務署以外におきましては、農業標準といった形の資料はつくつております。

せんが、個々の課税農家の幾つかの事績について調査をいたして、その資料だけは持つておるわけでありませう。

○石田(有)委員 それでは課税標準作成の資料とは言えないのです。米価だとか反収だとか物価の趨勢だとか、そういうようなものは、これは机の上でできることです。ある程度それも信憑性はありませう。しかし農業課税の場合にはやはり個々の農家についての坪刈りなり在庫調査なりというものは、あるいは農協について飼料や肥料の需給の状態というふうな、具体的な事実の上に立つたものでなければ、これは程度の問題でしようけれども、さっき申し上げたように趨勢値というふうな見方とは別なものがしばしば出ておるわけですね。ですからそういう厳密な意味における資料はお持ちにならなかつたのではないかと、これを私は指摘しておるので、その点はお認めになつたらどうですか。私はそれをどうこうと言ひわけじやないんですから。

○喜田村説明員 ただいまの農家の課税事績、あるいは農協の出荷の状況とか、そういうものは、その標準をつくらなかつた税務署におきましては標準を作成するために調べたというものはございませんで、もちろん個々の納税者の申告を審理いたします。あるいは相談いたします。その場合にはそういった課税資料は参考にはなりますが、それをもととして標準というものは作成いたしておりません。

○石田(有)委員 その通りなんです。よ。そこでさっき部長は、市町村に対して指導をしていない、協力をしたが指導はしないとおっしゃつておるのですけれども、これは指導と協力とを何も

そう区別される必要はないんじゃないかと私は考えておるのです。実はこれはあとで自治省の市町村税課長さんといろいろ議論をしてみたいと思うのであります。市町村が所得標準をつくる能力に欠けておるのです。ですから本来ならば市町村がずっと独自に標準をつくり、また農家の指導に当たらなければならぬのだけれども、実は指導能力がないのですから、地方では全部税務署に寄りかかつてきた。それで自治省も自信を持たないから、税務署の指導のもとにおやりなさいということをやつて、税務署ごとに市町村長の協議会をつくり、県ごとにまた協議会をつくらせて、資料は市町村の資料に基づいたけれども、その作業については完全に税務署の指導のもとにやつたんです。私は税務署が一々調査資料がなかつたから不届き千万だということをやつておるというふうな認識は、そこ

でそういう実態をやはりお認めにならなければならぬと思ひます。事実、それはそうなんです。そこで私は、今度の新潟の場合でも長野の場合でも、とにかく関東信越国税局管内が全部非常問題なのは、前年度よりもかなり所得額が上がつておるんじゃないか、なるほど米価の上昇分もあるし、また反収も若干上がつておるから多少の増高をとかく言うものではございませうが、ちよつとその所得が上がり過ぎておるのではないかと、税務署の把握した所得というものが上がり過ぎておるのではないかと、こう思ふのです。これは新潟だけではなく、関東信越国税局管内全体についてすでに所得が示されておりますから、対前年度でどの程度所得が伸びておることにな

るかをここで一つお示しを願ひたいのです。

○喜田村説明員 ただいまお話のありましたように、三十七年産の水稲につきましては、米価は前年に比し相当上がつておりますし、また反収も相当伸びておる。数字で申し上げますと、三十七年の水稲の推定実収高前年対比が——全国の数字を申し上げますが、農林省の資料によりますと約一〇五%になつております。生産者米価は農林省の告示に基づきまして約一一〇%でございします。また品質の上昇、検査等級別の比率から推定いたしますと、先ほどの一一〇%とあわせて米価は前年に対し一二%ということになつております。従ひまして反収の伸びと米価の上昇とあわせて前年に対してまして収入面で約一七・八%増加する、全国的な計数ではそういった数字になつております。一方経費が若干伸びております。経費の増加を考慮いたしますと、大体所得金額におきまして一反当たり、前年に対して、全国いろいろ場所によつて差はありますが、大体ならべて見ますと約二〇%程度増加するものと見込まれております。

○石田(有)委員 恐縮ですけれども、関係局の各県別に、今度所得標準がどれくらい伸びたかということをお示しを願ひたいのです。

○喜田村説明員 ただいま手元に資料を持って参りませんでしたので、もし御必要ならばあとからお届けいたします。

○石田(有)委員 じゃあとから一つお示しを願ひたいと思ひます。

示しを願ひたいと思ひます。

今部長さんがお話しになりましたように、実収反収が五%程度伸びて、米価が一〇%伸び、品質の上昇分を合せて一二%程度で、生産の方は一七・八%の増、こういうこと、ところが必要経費は二〇%も伸びておるわけですね。そうして所得率は政府の統計だとだんだん下がつておるんです。そうするとこの必要経費が二〇%上がつておる、生産の方は一七・八%しか上がらないとすれば、どうも所得の把握がずつと大幅に伸びるということは考えられない。ところが新潟県の場合は、平均して一五%ほど所得が伸びておるんです。そうするとどうもそのつじつまが合わなくなるんじゃないですか。

○喜田村説明員 先ほど二〇%伸びたと申し上げましたのは、所得が全国平均で大体二〇%伸びたと申し上げたのでございまして、収入が先ほど申し上げたように一七・八%程度伸びたのであるが、経費は大体五%程度伸びておる。そうすると所得率の関係で、所得は収入と経費の差引で出ておりますが、収入が二割伸びて、経費がたとえ五%伸びたという場合には、二十数%伸びるという計数になります。

○石田(有)委員 そうするとこれは私は聞き違ひじゃないはずですが、メモしておるんですが、さっきおっしゃつた必要経費が二〇%伸びたということ、は、言ひ間違ひだったわけですか。

○喜田村説明員 私は経費は計数では申しませんが、五%程度なものですから、若干伸びたと申し上げまして、その結果所得が二〇%伸びたんだ、こう申

し上げたつもりでございます。

○石田(有)委員 それではあとでまたこれは資料もいただいたり、また関係局にも同って、どうも納得のいかない点が多いので、別な機会によくお話を申し上げたいと思います。

次に自治省の市町村税課長に伺いたいのであります。先ほどお聞きになつておると思うのでありますが、国税庁の直税部長さんのお話にありましたように、今度の農家の所得標準をつくるにあたっては税務署の指導で市町村が作業をやった、こう私も理解をしておるものであります。自治省の方では住民税、もちろんこれは市町村民税、県民税と、それから国民健康保険税のこれは基礎となるものであります。具体的にはどういう御指示と指導をなさったのか、承りたいと思つてます。

○佐々木説明員 農業所得の捕捉の問題につきましては、私どもの方で昨年の夏ごろから、農業所得者で国税の対象になるものが次第に減少する、そういう意味で所得標準の作成を省略するということを特に関係局方面において検討しておるということもお聞きいたしておりましたので、各国税局の方にもお願いをいたしまして、市町村が今までの国税でやりましたような方式で所得標準を自分でつくれるように指導をしていただきたい、こういうことをお願いいたしました。特に関係局には非常に協力をいただきました。各市町村でその標準作成のいろいろな実務についての指導を受けたわけです。それから一方におきまして、市町村が独自で作成をするということになりました。も、やはり国税の関係もありますし、それからまた市町村の税務担当者の能力自体が、必ずしもどの町村でも同じような力があるとは限りませんので、国税との調整も容易なように各税務署単位ぐらいに市町村の税務協議会——これは従来からいろいろの税の面においてつくられておるわけでありますが、その税務協議会を中心にしてお互いの力を補い合いながら、あるいは資料を交換し合いながら所得標準が作成できますように、こういうことで地区の税務協議会を中心にして作成をしてもらう、こういう方向で指導して参ったわけでありまして。

○石田(有)委員 ただいま課長さんの御説明ですと、三十七年度から関係局が税務署ごとの所得標準をつくらないことになったので、税務署の指導のもとにつくるような態勢を指導し指示した、こうおっしゃるのであります。実はこれはあなた當時在任してなかったかもしれませんが、昭和三十三年か四年か、私もちょっと記憶ありませんけれども、税務署の定めた所得標準をもつて市町村民税の所得の標準とすることは妥当でない、適切でない、よつて国税庁長官から自治省に対して、税務署の定めた標準をもつて直ちに住民税の所得標準とすることは妥当でないという文書が出ておるはずで、ですから、これは当然市町村長の責任において定めらるべきものであつて、自治省がこれを指導してこなければならなかつたのであります。いまに独自に所得の標準をつくることのできないというところは、これは自治省の重大な怠慢であり、責任を追及しなければならぬと思うのです。関係局は今度は廃止したから、関係局管内は税務署の指導のもとにつくるように

なつたというが、全国的にはどうなんですか。全国的にはやはり税務署に寄りかかつておるのですか、実態は。どうですか。

○佐々木説明員 市町村における住民税の納税義務者の範囲というものが国税に比しますと非常に広いわけでありまして、そしてまた全国的に見まして、あるいは時期によりましては廃止する局も出てくるのではないだろうか、こういうことから市町村が自分の力で所得標準を作成し得るような態勢にできるだけ早く持つていきたい、こういうことから関係局のみならず、他の国税局管内におきましても、国税局の方にお願いをいたしまして、手のすいている時期にそうした講習を随時実施をしていただいております次第でございます。

○石田(有)委員 これは自治省の怠慢もはなはだしきもので、実は税務署の定めた標準を援用することは適切でないという文書を国税庁長官から出してもらったのは、税務署のつくる標準というものは、いわゆる所得税というものの有資格者標準になるのです。多少すれすれのところはあつて、所得税の対象になるような階層が対象になるわけですよ。ところが住民税といふものはほとんど全体に及ぶものだから、要するに所得税からいへば失格農家、こういうところにいるわけですが、非常に細かい農家までが対象になるから、おのずから別なものがつくられなければならないのです。ところがいまにそれをおやりになつておるといふことは、これは私は実際は了解できないのです。これはこれから御勉強になると

いうことだが、時たま講習会を開くぐらいなことでは片づかない問題ですけども、とにかくやはり市町村が独自に市町村民の所得というものは——これは昨年度から申告納税になつておりますけれども、その申告を指導することができるよう資格を持たせなければこの問題は片づかないと思うので、そういう面で一、二度、ひまなときに講習会をやらうというのとで片づく問題でないと思つてますが、どうですか。

○佐々木説明員 市町村が国税局の指導によつて所得標準の作成方法等の講習を受けておるといいますのは、別に国税の使つておられます数字をそのまま使えということではないのでございまして、その市町村の実態に即したように作成するにいたしました。もう一つの作成の方法等については、研究しなければならぬ、そういう意味におきまして国税のやり方等を講習を受けておるわけでありまして、必ずしも国税の数字そのままを使うのだという意味ではないわけでありまして。

○石田(有)委員 これは実際はほとんど一致しているのです。それをつくつて、多少のことを違わせてみた。本筋は変わるものではないのです。その点だけをもういつまでも追及しておつても仕方がないが、とにかく独自でやれるようにこれから相当思い切つた配慮をしていただきたいと思います。

そこで少し具体的な問題をお尋ねしなければならぬのですが、今度は地方の具体的な実情を申し上げてお尋ねいたしますけれども、今申し上げたように、大体税務署の所得水準と一致するところが多いのです。また一致しなくともほとんど差がない。わずかの差しかない。こういう実情です。そこで私のうちもそうなんです。私どもの周囲では農家の水稲反当たり所得が大体四千円から四千五百円くらい対前年度比で上がつております。上がった標準を示されたわけです。そこで農民諸君が驚いて市町村に交渉に参りました。ところが市町村の税務当局は、いやそれは自治省から適用米価それからわらの単価、用人費、農薬費というものを指示されたので、市町村では動かすことができないのです。こういう返答なんです。同時にまた郡で、税務署管内で協議会があつて、そこで隣接町村のバランスの関係で税務署管内の協議会できまつておる。一、二の市町村が動かすことはできません、こう言う。そこで今度は税務署ごとの協議会の会長のところに行くと、いやそれは全体的にきまつておるので、県の協議会できまつたのでここだけでは動かせません、という。一体責任はどこにあるかと言つていくと、それは自治省の指示に待たなければ動かすことはできません、こう言う。

そこで私はあなたにお伺いするのであります。たとえば適用米価というものは何を基準にして、どういう資料に基づいておきめになったのか、保有米の等級と数量というものはどの程度のパーセンテージをどうに定めておるのか、予約減税というものはどういふふうに扱われたのか、その算定の基礎を一つ自治省から承りたいと思つております。

○佐々木説明員 関係当局管内の各市

に、

町村の農業所得標準につきまして、私もの方が参考資料として流しましたものにつぎまして、市町村がどういうように受け取られたか、それは市町村で実際やっておられますところを見なければわからないわけでありまして、一応昨年来税務協議会によりましてつくられた資料を私も各県を通じましてとりましたもので、その大体平均的な数値を出しまして、各市町村間あるいは県間の所得の均衡というものを保つ意味におきまして、参考資料として流したものでございまして、特段私どもの方で特定の項目ごとにそれぞれの値段でなければならぬのだというふうな数字で出したものではございません。

○石田(有)委員 一々その数字についてというお話ですが、適用米価というものはどういふ基礎に基づいておきめになったのかかわらないことないでしよう。裸三等でそうして保有米の比率は幾らで、だから石当たり幾らになる、そして予約減税というものはその中にどう扱ったかという、そういう基本的なことがわからないで、あなたそんなことを指示されたのでは大へんです。これはやはり明らかにして下さい。それはあなたの責任です。

○佐々木説明員 そうした米価の取り扱いその他につきましては、県の協議会の連合会で、その県における最も平均的なところでとられたもの、さように考えております。

○石田(有)委員 どうもあなたは不勉強で困るですね。同じ新潟県で、これは税務署の関係ですけれども、新潟と高田だけでも違うのです。相川はまた違うのです。長岡はまた違うのです。

す。どの税務署だって適用米価というものは違うのです。それをそんな県平均などできめられたのではたまたまのものではないのです。それを今度は、市町村の税金の標準だから、市町村ごとに違わなければならぬのです。だから、あなたが自信を持って市町村に流された数字というのについては、あなたが理解していないでどうするんです。あなたがわからないでどうして地方にまかせたのなら、われわれ地方と交渉します。だから、税務署管内では管内の協議会ができておるから、市町村では動かさないとやうし、税務署管内の協議会の会長のところへ行くと、それは県の協議会できめたんだからこゝでは動かさないとやうし、そしてその数字は自治省から示された数字だからここで動かさない、こう言うのです。あなたがそういう指示をしないのであつて、それぞれこれは市町村の市町村長の権限なんだから市町村長の権限だとはつきりおっしゃれば、われわれ市町村長とはつきり話を。あれは税務署とこの協議会の責任だといふのならそこで話を。県の協議会の責任だといふのならそこで話を。一体どこを話せばいいのですか。今までのわれわれの交渉経過から見れば、これは自治省の方針を変えない限り、下の方では動かさないのです。動かない実情なんです。あなたはどうか考えななつておるのです。

○佐々木説明員 先ほど申し上げましたのは、県の連合会での平均的なところをとらえてきめていくということ、要するに県全体一本できめるというふうな意味ではございませんで、やはり県としましては、県の実態から見

て、それぞれの協議会ごとのバランスをとりながら、大体連合会の方でこの辺の数字でよろしかうというところで、各税務署協議会の方できめたものを一応妥当なものとして承認しておるというふうな考えでおるわけではございません。ただ、今申されておりますように、この農業所得標準の最終の責任はだれにあるかということになります。これは市町村長が最終的にその責任をとるということになるわけでありまして、ただ現実の問題としてあります。それが、市町村長が最終的にその責任をとるという問題といたしまして、それだけの市町村が作成するにあたりまして、あるいは県全体としての均衡をとるといふような意味におきまして、そうしてまた、お互いの検討の材料も持ち合ひながらより適正な標準をつくっていくという意味において、地区の協議会、あるいは県の連合会を結成しているわけでありまして、ただ、そういう意味におきまして、お互いの関係、あるいは他の市町村との関係において、その市町村が単独にいろいろな改定ができないということも実情としてはやむを得ないと思ふわけでありまして、その責任は最終的には市町村長にとつてもらうことになるわけでありまして。

石田(有)委員 それは法律上市町村長の責任であることは明瞭であります。また、隣接市町村あるいは県内の各市町村のバランスをとるようになければならぬことも言うまでもございませんで、ですから、その点は法律で明らかに云々するわけではございませんで、たとえば適用米価についての基本

をあなたが理解されておらないというふうなことは、これは驚くべき無責任な態度と言わなければならぬ。たとえば、これも自治省から流したと市町村では言っておりますが、われらの値段ですけれども、私どもの地方では一貫目六円が相場なんです。ところが、自治省が指示したと称せられる数字は一貫目九円七十五銭なんです。ですから、私どもの地方の農民は市町村当局に、ほかへ売れば六円にしか売れないのだから、九円七十五銭に評価するといふならば、九円七十五銭でわれらをとれ、こういう要求を突きつけているわけなんです。そういうあなたの話を聞いてみると、全く無責任な話である話だ。そういうことは指示しないとおっしゃるのですか。そういうことは市町村長の権限だから市町村長が最終的にきめることだと思ふのですが、それはどうなんですか。その点、二点、あなたは指示したのか、しないのか。それから市町村長が裁量していいか悪い。きまり切った話だけれども、明らかにして下さい。

○佐々木説明員 各県からとりまして資料について平均的な数値を参考資料として流したということは事実でございまして。ただこの数字は、それぞれの県下の市町村における数値のいわば平均的なものになりますので、その内容が実態と非常にかけ離れたものであるというふうなことになる場合があります。まして修正することも必要であらうか、かように考えております。

○石田(有)委員 これは用人費も農業費もみな指示しているのです。その平均的なもの、平均的なものと言われ

るのですけれども、その考えが混乱させていると私は思ふのです。農業くらし地域性と地帯性の濃厚なものはないのです。それから、これくらい階層別に非常な相違があるものもございませんで、ところが、それを平均的にとおっしゃるが、たとえばわらななどは、新潟県あたりでは平均したつて九円以上に絶対になりません。これは県内じゃなく、どうも聞くところによると、埼玉とかどこかで豊の裏へ張るむしろの材料ぐらゐがそれくらいするのではありません。わら工品というものはもうこのごろはだいぶ値段もよくないし、需要もなくなつていふのです。そういう実態に合わないやうなことを、平均値をとつて指示したなどということは、私はどういふこともこれは納得できない。これは一つ、今申し上げたやうな地域性、地帯性というものをよく考慮して再検討されなければならぬと思ひますが、どうですか。

○佐々木説明員 私どもの方で出しておりますものは、これが絶対的な基準として指示したのではございませんで、従ひまして、その資料に基づきまして、市町村が実態に即しておらないというやうな面がありました場合に、これはその協議会で協議するなりあるいは市町村長の独自の判断でやるなりして、修正することもこれはやむを得ない、かように考えております。

○石田(有)委員 やや責任が明確になつたやうであります。これは地方では市町村も実は困り抜いておるわけですから、そこで今の御答弁の通りに、標準として一応一つの参考資料として流したものであつて、地方の実情に即するように修正してもよろしいというこ

とを市町村なりあるいは県段階の協議会なり税務署単位の協議会なりに自治会として何らかの方法でこれを示達するということだが、私は緊急を要する必要事だと思いますが、どうでしょう。

○佐々木説明員 実は私どもの方も、特に新潟県の市町村における農業関係の団体の方々から、先月の末ごろだったと思いますが、その数字につきましている疑問を寄せられましたことがございまして、私どもも県の協議会を通じてこの実情に合うような措置をとるようということは連絡をいたしております。

○石田(有)委員 県の協議会にお示しになっても、県の協議会には実は御承知のように市町村が財源難でありますから、高く見たいのです。ですから、なかなかそれは末端に下げてこないです。先月の末にそういう差しをされてもいまだに市町村は届いていないのです。ですから県の協議会と同時に、やはりその責任者である市町村長に通じないと、あなたの考えておられることが通じないのです。途中で押えられてしまふのです。ですから、それは県の協議会にお出しになると同時に市町村長に対しても、あなたの先ほど御答弁になったような趣旨をすみやかに周知するように一つ御配慮願いたいと思うのですが、どうですか。

○佐々木説明員 私どもの税務に限らないわけでございしますが、いろいろな意思の伝達方法は従来からも県を通じて市町村に流しておるわけでございまして、これが通じないということは考えられません。

○石田(有)委員 市町村に対する通知は県庁を通じてということでありま

けれども、私は、これは今緊急を要する問題だから直接にもお出しなさいと言っておるわけですが、県の当局が握りつぶしてしまえばそれきりになってしまふのです。一体それは確認されしましたかどうかですか。

○佐々木説明員 まだ確認はいたしておりません。

○石田(有)委員 確認されなければ、出したも出さないも同じことなんです。末端は混乱しておるのです。この今の雪でしよう。だから市町村当局が関係農家を指導するにも指導のしてみようがないのです。そこへ持つてきて農民は騒いでおる。ところがあなたの方からは県段階までは何か言つてやつたけれども、下へは届いていない。だから私はやはり自治省の考え方というものは、市町村長に対してすみやかに差しを出すべきだと考える。あなたは何かそんなことにこだわらないで、県に出すのは市町村に出して悪いということではないのだから、県に出すことと同じことを市町村にも出すべきだと思ふんです。出して悪いということはないですよ。出して何か悪いということはありませんか。

○佐々木説明員 私どもの出しました参考資料につきましては、これは当然実態に即した取り扱いがなされるべきものと考えております。そういう意味におきまして県の連合会なりあるいは地区の協議が必要と認める場合において、それぞれの適正なる補正を行なうということは当然考えられるわけでございまして、私どもの方で特段に個別に市町村まで通知をしなくともは県の連合会等を通じて連絡していただければよろし

いわけでございまして、すでに県の協議会等におきましていろいろな話し合いも終わつておることでありまして、現在地区協議会あるいは市町村の段階で話し合いが続けられているというふうにも私も理解しております。

石田(有)委員 だから私が繰り返して申し上げるように、県が握りつぶせば困るのではない。県が握りつぶす可能性もあるのです。市町村長だって握りつぶす可能性はある。所得を高く見れば財源が豊富になるからそれは握りつぶしたいでしょう。それをやるに、ことに豪雪の中で市町村が指導し切れないといつておるのです。ですからそれは率直に末端まで伝達すべきではないか、どうしあなたはそのことにこだわらないですか。

○佐々木説明員 別に私どもの方で市町村の末端まで連絡しないということをお申し上げしているのではないのでございしますが、さらにこれから県の方に連絡をとりまして市町村の方にどういふような伝わり方をしておるかということとは確かめてみたい、かように考えております。ただ市町村長が握りつぶすというふうなお話でございしますが、市町村長が今まで出しました所得標準がこれでいいということになれば、別にこれは補正する必要はないと考えるわけでございますので、これは市町村長の段階は別に問題はないものと考えております。

○石田(有)委員 その点は市町村長まで伝わればあとは農民と市町村長の間の話ですから、これは私はそれ以上はこだわらないが、市町村長までは自治省の意思が伝わらなければならぬと思う。そこであなたの方で標準米価と

か、わらとか用人費とか農薬費というふうな標準をお示しになっておるわけですが、今はどうもよくわかりになりぬようですけれども、ここでおわかりになったら一つ説明してもらいたいし、もしわかりにならないければ、これは私どもも十分検討しなければならぬ問題ですから、あとで資料として出して下さい。

○佐々木説明員 どの程度の資料の御要求かはつきりいたしません。またあとで別に御相談申し上げまして準備いたします。

○石田(有)委員 これはことしだけの問題でもございせんし、新潟県だけの問題でもございせん。全国的な問題です。どうも最近自治省は農民にまことに意地の悪いことをおやりになつておる。去年は住民税を大幅に引き上げられて、もちろん高額所得者は減税されたのだけれども、低額所得者の住民税は大幅に引き上げられて、人によつては倍以上になつておる。それから今度は、固定資産の評価が之をして、固定資産の評価を三倍くらいにしようということ、その上に農家の反当りたりの所得標準というものを、ほとんど上げていかれたならば、日本の農業は立っていかないじゃないですか、税金の面からだけ考えても。自治省というものがもつと農業と農民というものを理解しなければいけない。このような所得標準をつくる場合の適用米価や適用反収やわらの値段や用人費や農薬費などが責任者であるあなたにわからないなどということは、いかに農業と農民に無理解であるかということをはちゃんとした文書で、どういう指導をしたかというものは、文書をそろえて出して下さい。今だけの問題じゃない。これは全国的な農業と農民に対する政府の基本的な方針との関連もございまして、私はこれを要求させていただきます。委員長からも一つ資料の提出方をお取り計らいをお願いします。

そこで、なぜ一体こういう問題が税務署の関係でもあるのかは市町村の関係でも問題が起るかとお申ししますと、従来のような取り扱い等であれば、税務署ごとに農業団体、農民団体と話し合いがついて、そうしてもうわずかな修正のこともあり、修正しないでもそれで納得できて、申告納税ができるんです。ところが一方的にこうきめられるものだから、農民の意思が反映される機会がないんですね。これは税務署の方は新潟県で四カ所であらうとも、一応それをつくるにあたっては農業団体と農民団体の意思表示の機会が与えられたわけなんです。ところが市町村の場合は全然無視されておる。そうなることにはやはりあとで問題の尾を引くことになりまして、ですからやはり協議会なり税務署ごとの協議会程度で、農業団体と農民団体と一話話し合いをして、その要望なり基礎的は数字なりを出させて、その上で検討をされるという手続を踏まなければならない、いつまでたっても片づかない問題です。所得税と違つて住民税の対象農家は非常に多いのですから、これはもし農業団体や農民団体が納得をいたしませんと、それは非常に混乱を生ずることになりかねないと思ふのです。ですからこの点についてやはり自治省として、従来税務署がやってこられたような手続というものを踏むべきではないか、その方

が納得をして申告をするということに
なつて、むしろ事務がスムーズにかけ
るのじやないかと考えておるわけでござ
います。そういうふうな指導方針
をおとりになつてはどうかですか。

○佐々木説明員 本年の場合には、一
応地区の税務協議会において、必要に
応じて農林団体との協議を行なうよう
にということを示達しておるわけでござ
います。ただ本年の場合には、所得
標準を作成いたしました初年度でもござ
いますので、一応そういう方法を
とつたわけでございますが、将来どう
いう姿になつていくかということは、さ
らにここ一、二年の経験を見まして、
市町村単位ごとによらせるのかあるい
は地区協議会ごとによらせるのか、そ
のいずれが適当であるかということに
ついては、またさらに検討して参りた
いと思ひます。

○石田(有)委員 最後に、これは国税
庁の方にもお伺ひしたいのであります
が、特にことしは裏日本が非常な豪雪
でございまして、なかなか三月十五日
の所得税の申告が間に合いかねるとい
う実情の地域が非常に多いのです。さ
きに一月十五日の納期のもを二月二
十八日まで延長されて、さらに二十八
日に延長をしたものを実情に応じて若
干の延長もやむを得ないというふう
に、何か提示されたよう承にござい
ますが、同時に三月十五日の申告期限
についても、私は裏日本全体とかある
いは豪雪地域の県全体などとは申しま
せんが、いろいろ実情があると思ひま
す。特に長岡地方などはいろいろな面
で非常にまだ標準の発表もできないよ
うな状態でありまして、問題があ
うかと思ひますので、やはり三月十五

日については相当大幅に延長されなけ
ればならないと考へておりますが、国
税庁ではどういう方針でお臨みになる
おつもりであるか、承りたいと思ひま
す。

○喜田村説明員 豪雪によりましてこ
ろの申告期限なり納期限の延長につ
きましては、国税庁長官の指定により
一括した延長は、今お話のございま
したように二月末ということにいたし
まして、それ以後は税務署長の個別の
承認による期限の延長を認める、ただ
しその場合に、税務署長の判断によつ
てそれがまらまらになつては困るとい
うことがございまして、地域的に一
定の地域につきましては個別申請が出
てきた場合には調査も簡単にして、期
限の延長を認めるように、そういう指
示をいたしまして、それに基づきまし
て、関東信越の国税局で申しますと、
関東信越国税局で幾つかの税務署の管
内につきましては、そういう指定を
いたしまして、その地域の中におきま
しては、納税者から個別の申請が出て
きた場合には一括して認める、こうい
う措置をとつております。その期限な
んかも署長に、個々の実情によつて、
それぞれ雪の状況も違いますので、そ
この判断は、時期なんかは署長にまか
しておりますが、ただいまお話のあり
ました長岡なんかは、たしかさういつ
た地域に入つておると聞いておりま
す。

○石田(有)委員 そういたしますと、
三月十五日の申告納税の期限は実情に
応じて無理のないように税務署長の権
限で延期することができるといふふう
に理解をしてよろしいわけですね。
○喜田村説明員 国税通則法の規定に

よりまして、災害その他やむを得ない
事情による場合には、一括の地域指定
の期限の延長ないし個別の期限の延長
ができる、こういうことになつており
ます。従ひまして、今の災害、たとえ
ば雪のために交通が杜絶して申告が非
常にむづかしい、そういうったような場
合には、ただいまお話のありましたよ
うに、署長の判断によつて申告期限を
延長してもいい。それでそれをかなり
地域的に一括して認めてもいい、こ
ういうことになります。

○石田(有)委員 自治省の方にお伺
ひしますが、先刻来私が申し上げてお
りますように、ことしの住民税に對する
所得申告、三月二十日が法律上の期限
になつておるわけでありまして、い
ろいろお伺ひをいたしましたように、本
年の実情というものはなかなか容易か
らぬものがあるわけで、個々の農家
が納得をいたしまして申告をするとい
うことについては、所定の期日では相
当無理があることは明らかであります
。相対的の市町村がその点を強く主張
いたしておるものであります。こ
ういふものについては、今国税庁の方は、
お伺ひしたところによると、お聞きの
通り若干延長されるということであり
ますが、自治省の方はいかうに御指
導になりますか。

○佐々木説明員 市町村の実情につ
いては市町村長の判断が一番よろしいか
と思ひます。私どもの方におきまして
も、本年はいろいろな事情がございま
す。そういう意味で市町村長がその期
限を延長しても申告書の受理を行なう
ということになります場合には、その
判断によつてよろしいのではないかと
考へております。実情から申し上げま

すならば、おそらく国税の扱いと同様
になるのではないかと考へておりま
す。

○石田(有)委員 国税庁、自治省に對
する質問を終わりました。最後に政務
次官にお伺ひしますが、ただいまお聞
きの通りでございます。そこで国税庁
の方は所得税の対象農家の数が激減を
いたしておるのであります。しかし、
やはり先刻お話し上げたように
反当たりの所得が四千円も四千五百円
も上がつてくることになると、かなり
対象農家がふえる。また予約減税がな
るようなことがあれば、さらに対象農
家もふえるわけでありまして、国税
の取り扱いについても問題がありま
す。さらに自治省の關係は、先刻私が
申し上げたように住民税の取り扱いの
問題、それから固定資産の評価の問題
など、農林省關係のものが非常に多い
のであります。どうもたく農林省
の発言がそういうところの影響を持
つていないのではないかと。農林省が自治
省のきめた通りに、国税庁のきめた通
りに、どうも黙認しておるのではない
かとすら疑われるような節があるわけ
であります。この点については、もつ
とも農林と農民の立場からの主張を自
治省に對し、あるいは国税庁に對して
積極的にお示しを願ひたいのでありま
すが、一つ所見を承つておきたいと思
ひます。

○津島政府委員 先刻からだんだんお
話を承つておたつたのでございますが、
農民の経済にとりましては、非常に重
大な問題であると思つたのであります。
しつうして、ただいまも御指摘の通
り、従来農林省においては国税庁ある
いは自治省に對していろいろな点で申

し入れることは消極的であつたのでは
ないかというふうなお話でございます
が、その点につきましては、今後さよ
うな御心配をかけないように、やはり
農民の経済と生活を守るといふよう
な立場から積極的に話し合ひを持ち出さ
なければならぬ、かように考へる次
第であります。

○石田(有)委員 もう一点だけ政務次
官にお伺ひしますが、固定資産の評価
がえについては目下作業中でありま
す。法律については四月に入つてから
御検討になるものであります。評価
については地方からいろいろ今資料が
取りまとめられつつある段階であり、
同時に売買実例価格に對して限界収益
による修正というふうなことが、かな
り大きな問題になるわけでありま
す。これについては農林省の意見が相
当取り入れられなければならないとい
つております。これについては当然
農林省の方でも相当積極的な意思表示
が行なわれると思ひますが、今作業中
のことであり、それから法律が四月に
入つてから検討をされるということと
あるから、物事が定まつてしまつてか
らではなかなかこれは変更しにくいの
であります。作業の半ばにただいま
御答弁になりましたような積極的な態
度をお示し願ひたい。この点を一
つ承つて、私の質問を終わりたいと思
ひます。

○津島政府委員 ただいまのお話は、
今回の豪雪等につきましても非常に考
えなければならぬ大きな問題でござ
います。そういう点からいたしまして
も、ただいまのお話のありました通
り、やはり農林省といたしましては積
極的に話し合ひをするという態度に出

なければならぬ、かように考えます。

〔委員長退席、足鹿委員長代理着席〕

問題の点は後ほどまた大臣にも十分にお伝えをいたしたい、かように考える次第であります。

○足鹿委員長代理 湯山勇君。

○湯山委員 時間の関係もございいますから簡単に尋ねたいと思います。

それは、農林省の方で奨励して二十余年計画で一ヘクタールという計画のもとに紅茶の栽培を進めてこれたと思ひます。ところがその紅茶の市況が最近非常に悪くなつて、生産も低下してきている。そういうことから紅茶生産農民の間に非常な不安が起つておるし、その指導をどうしたらいいかというように迷つておるようございいます。これについて、紅茶を政府として奨励しておられる県は何県くらいでございという県が該当しておるか、まずお知らせ願ひたいと思ひます。

○富谷政府委員 ただいまのお話の生産奨励県でございいますが、現在の面積が全国で約二千町歩でございいます。そのうちで千八百町歩が鹿児島県でございまして、残りの県は今ちよつと手元に資料がございせんのであれでございいますが、面積的には大半を鹿児島県が占めておるような状況でございいます。

○湯山委員 鹿児島、それから四国の南部も非常に力を入れて、現在製品も相当いいのができております。私もこれを製造しておるところを視察もしたことがございいますが、当初は非常に有望だということでやつておりました。

たのが、今の買いたたきと申しますか、そういう状態で、現在では生産を減そうというふうなことをやっております。うんでございいますが、現在、生産はどのくらいでございようか、全体としては上昇しておるのでしょうか、低下しておりますか。

○富谷政府委員 三十七年、昨年までは確かに生産は多少ずつ上がつて参りました。ところが先行きの見通しがどうも必ずしも芳しくないと思ひます。で、生産者の方でいろいろ不安を持っております。それでは、指導しておられるわけでありまして、指導していかれるわけである。再検討の機運が現在出ているわけでございます。ただ先生おっしゃいました買いたたきの事実は、これは仕上げ茶を幾らで買入かという値段の点は、県当局も中に入りまして、生産者団体それから紅茶の加工業者、これは日東ですとかいいたような大手筋のメーカーでございいますが、この三者でよく相談いたしておりますので、そういう事実は現在まで出ておらぬというふうに私も承知いたしております。

○湯山委員 買いたたきというのは、そういう懸念があるということだったかもしれせん。そこで私ちよつと紅茶とかコーヒーとかの輸入状況を調べてみたのでございしますが、コーヒーは三十四年が八百二十万キロ、三十五年が一千七十七万キロ、三十六年が一千五百七十七万キロと、最近五割以上の輸入増加を示しておるようございいます。紅茶は一時低下しておりますけれども、昨年あたりからまた輸入がふえつつあるような情勢に見られます。数量的には国内産とは問題になりませ

なければ、しかしこういう傾向の中、せつかく奨励してこられた紅茶の先行きがそういう不安になるということはいかにも残念なこと、特に紅茶をやっております希望の持たない地域で、たとえばパシフィック・フルツとか、あるいは南方ですからパイナップルをやつてみたかどうかというふうなことで、いろいろオランダ・インドなんかでもやっております。それで、結局紅茶に活路を求めてやっております。ところが、こういう状態で、先般も若い連中が話したところ、結局われわれの地帯は麦とイモをつくるのが一番確かだというふうなことで非常に悲觀的な話になっておつたわけ。これは永年作物であるという関係もありまして、相当政府として見てやらないと、せつかくやり始めた紅茶がじよつとすると全滅に近い状態になるのじよつないかというのを心配しております。それが、その点についてどのような施策を今後お講じになるか、あるいはもうお投げになるか、そういう点についてのお考えを伺ひたいと思ひます。

○富谷政府委員 紅茶の優良品種に逐次変えていくということは、政府としてはしてまいりますが、政府として参つておるわけでも従来奨励してやつて参つておる面積でございしますが、当初立てました一万町歩の増殖目標というのが必ずしもその通り遂行するのが適當ではないんじよなかろうかといった懸念がございいますので、現在再検討に入つておるような次第でございいます。ただ現在まですでに改植を終えました二千

町歩の面積、これにつきましては将来ともこの価格の維持——現在の価格は仕上げ茶で大体一キロ当たりが四百円、昨年、その前までは一キロ当たり五百円でございしたが、これは百円の奨励金がついておつたわけでございます。四五百円ということは生産者も納得の上でこういう価格にしているわけでございますが、この価格の維持といふことは、私も今後とも極力努めて参りたいと思ひます。

○湯山委員 貿易自由化の問題もございいますし、それから紅茶というのは、相当品質はいいと思ひますけれども、なかなかこれはできないというふうな関係もあると思ひます。そこで四五百円を維持するというお話ですけれども、何かたとへば四百円を切れた場合の価格保障をするとか、裏づけがなければそういう努力をしていただいても、だんだん輸入品に押されるとかいったような関係で、実はいろいろ言ひ方はあると思ひますが、茶をつくつておつて、今買わないからやめろと言われたらどうにも仕方がない。五百円が四百円になつても、四百円が三百円になつても急にどうもならないのだというのを言つておるのです。今の四百円なら四百円というものを維持していただくためにはそういう努力を続ける、という言葉は具体的にはどういふことになるわけですか。

〔足鹿委員長代理退席、委員長着席〕

○富谷政府委員 日本でできます紅茶が、輸入いたします一三三八番という紅茶と大体同程度ということになっております。この輸入されました一三三八番の紅茶の価格が今キロ当たり換算いたしますと四千円でございまして、この価格というのは将来とも変わつて参らないのではなからうかというふうに考えております。

それから国内の生産力を上げますためには、たとえばこれはいろいろ問題がございしますが、従来の手づみを機械づくみに変えますとかいふような方法、あるいは肥料の施用方法、これもなかなかむずかしくて、現在はいささか結論は出ておりませんが、こういったような方法によって生産力を漸次上げていくという方向で考えている次第でございいます。

なお御指摘の貿易自由化の問題でございいます。これは将来の方向としてはそういうところに進まざるを得ませんけれども、私も事務当局といたしましては、現在の日本の紅茶がまだ幼木ばかりでございまして競争力がございせん。従つて競争力がつきますまで何とかその期限を延ばすような方向で努力いたしたいと思ひます。

○湯山委員 今紅茶の取引をしておる大きい会社では、森永とかあるいは日東、極東、そういったところかと思ひます。こういうところに対して農林省の方から積極的に働きかけられて、現在価格は維持するという約束を何らかの形でしてやる必要があるのではないかとと思ひますが、そういうことを政府がするのはいいかどうか、これは問題があるかもしれないけれども、今の状態ではそういうことがなければ来年はさらに生産が低下するといふ懸念がございいますので、どうですか、そういうことはできないものでしょうか。

○富谷政府委員 先ほど申し上げまし

最初に伺いますが、農林年金法が制定されましたからすでに四年になるわけであります。この間、国家公務員共済組合法が農林年金法の制定のすぐあとに改正されました、この法に基づきまして、私立学校教職員共済組合法も改正をされ、また市町村の職員共済組合あるいは公立学校共済組合、警察共済組合等が統合されまして、去年の九月に制定されました地方公務員共済組合法も、全面的に国家公務員共済組合法に準じたものになってきております。他の共済組合が給付水準の一元化の方向に向かって改正されました中

年度の資料を分析いたしましたして、給付を改定すればどのくらいの掛金率が上がるかというようなことを検討いたしておるのでございますが、何分、先ほどお話がございましたように、約三十万人以上の雇用からいろいろ計算をするのでございますので、その計算ができましたのは、実は昨年十一月ごろでございました。その結果に基づきまして、私たちといたしましては、その内容を検討し、どのように改正すればいいかということを鋭意検討いたしておりました。三十九年度の実施を目的といたしまして目下検討している段階

んなことは別に問題でございませぬ。事実において、他のこの種のものとは比べて給付内容が著しく悪いのでありますから、これを附帯決議の趣旨からいいますまでもすみやかに検討されて、国会を待つまでもなく、当然早く御提出になり、それに基づいて所要の予算を確保して、本年度あたりすでに実施を見ておらなければならぬものだとは考えます。どのような給付内容をお考えになつておるのでありますか。来年度を目的として検討しておることとありますが、その検討内容というのは一体どういうものであります

○足庵委員　三カ年の実績云々と言われますけれども、当初からこれは他のこの種のものとは比べて条件が悪い、だからすみやかにその給付内容の引き上げを、大蔵委員会においても附帯決議をつけておるのですから、何も三カ年にこだわられることはない。しかも政府は、農林基本法を制定して農林漁業団体に大きな責任を負わせておる。農林漁業が国民経済全体の中で大きな役割を果たしておることは申し上げるまでもありません。またこういう人々をかかえた農林漁業団体でありますから、そこに働いておる役職員というも

であります。これから分離して農林年金制度というものを発足させた意味は消えてしまうじやありませんか。そういう疑念も出てくるわけなんです。三カ年間のデータが言われますが、なぜそれにこだわらなければならぬのか。もし必要があるならば、やはり過去二カ年なら二カ年の実績をもって改正を行ない、そしてさらに足らざるところは順次直していても間に合うと思うのであります。本来のこの制度を発足した意義が失われるようなことで検討をなさいますしても、それは意味をなさぬのではないかと私は思うのであ

ります。いかがでありますか。

○小林説明員 先ほど足鹿委員からおっしゃいましたように、農協の職員の給与が低くて転職する人がたくさん出ておるといふことにつきましては、私たちがゆゆしい問題だと考えております。その中で年金制度の給付改善というものがそれを引きとめる一つの方法であるということも同感でございます。私たちが実はその資料につきまして、昨年、年金のいわゆる実務担当者等ともいろいろ相談をいたしまして、大数的に考える場合に大体三年くらい資料が必要じゃなかろうかというところで話をいたしまして、昨年の六月ごろからその資料について鋭意とめておったのでございますけれども、非常に膨大な資料でございますまして、まとまりましたのが、先ほど申し上げましたように昨年の暮れ近くなのでございまして、従いまして三十八年から実施いたしますにはすでに予算の提出時期も過ぎておりまして、とうてい間に合わないということ、三十九年度から実施するということを目途に検討をいたしていただくのでございます。

○足鹿委員 法律改正をなされれば、それに所要の国の負担すべき掛金の一部というものは、先ほど私が指摘いたしましたように、現況をもってすれば一億五千万程度のもので足りるわけでありまして、ほんとうに三十万の多数の加入者の意思に沿おうとなさいますならば、方法がありますよ。予算の補正の機会もたびたび出てくるのでありまして、何もそんな大したことではございません。ほんとうにあなたの方がこの人々の切なる要望にこたえるお気持ちがありますならば、これは当然な

されなければならぬ。法案だけでもせめてこの国会に出されるのが至当なことではないかと私はさきから繰り返して申し上げておるのであります。地方の人々は最近特に私どもに電報を盛んに打って、陳情者も続々と上京いたしてきてまして、私どもに切なる声をもって立法の要請をいたしております。私はこれらの要請は妥当なる要請だと思います。決して間違つた行爲ではないと思います。伝え聞くところによりまして、この間ある新聞によりまして、政府は年金法を改正して昭和三十九年度から実施するということについて、全中のこの運動の推進協議会の会長と話をしておられる荷見会長と話し合ひ、了解を得たと伝えられております。荷見会長は本年度提出にこだわらない、三十九年度実施でもよいというふうなことをおっしゃったように新聞紙は報道しておりますが、全中会長とそういう話をなすって了解してくだされは延期になったのであります。この点を明らかにしていただきたい。

○小林説明員 昭和三十九年度から実施ということにつきましては、当初から了解済みでございます。○足鹿委員 これは意外なお話を私は聞くわけですが、私どもへこの加盟団体の人々が要請しておりますことは、昭和三十八年度から、つまり本年度から出発してもらいたい、改正して不均衡の是正をはかってもいいという声なんです。ところがその統率をしておる人と当初から、三十九年度実施だと思ひが一致しておるといふことは、私ども何か割り切れないものを感じるわけでありまして、それはそれとして、当局としては、あなた方はそういう

意見かもしれないけれども、加盟して二万四千の団体と三十一万の役職員は、先ほど申し上げたように切実な声をあげてきておるのでありますから、どうもその辺に意思の統一がはかられておらない点はあるといふにしても、その声にはこたえられる必要があるのではないかと思ふのであります。今からでもおそくないと思ふんですが、これ以上は事務当局としては御答弁はおそらくできないと思ひます。従つて、これは責任ある政府を代表する人に責任ある御言明をこの際私は承りたいと思ひますので、委員長においでしかりべくお取り計らいをお願いいたします。この状態では質問を進めるわけには参りません。

○斎藤(誠)政府委員 お答えいたします。先生の御質問の要旨、あるいは取り違へておるかもしれないが、御了承願ひたいと思ひます。農林団体の職員年金法の改正案につきましても、このように政府は考えておるか、こういうことでございまして、私の方といたしましては、現在これらにつきまして検討すべき事項をいろいろ検討をいたしておる段階でございます。三十九年度から実施を目標に次の国会までには提案できるような準備を取り進めて参りたいということ、現在までに至つておるわけでございます。

人です。そのときに附帯決議がちゃんとしておる。参議院の農林水産委員もやつておりますし、衆議院の農林水産委員会におきましても給付内容の改善をはかれ等の附帯決議をちゃんとつけておるのであります。ですから、先ほどから申し上げておるように、三十九年度の実績をふまえてその分析をしなれば改正がでないなどという筋合いのものではございません。当初から十分なことばわかつておる。その間にこの種の組合が次々と改正統合されて、給付内容が著しく向上しておる。いわんや、農業基本法をあなた方は推進する役割を与えておる農林団体に奉職しておる人々の低い給与水準、それに基づくまた他の組合よりも低いこの年金法の矛盾をお考えになるならば、何も法律に三十九年度の統計を基礎にして改正案を検討せよということはいつていないわけでありまして、矛盾したことは頭からわかつておるのであります。筋合いのものであります。ですから、小林参事官は三十九年度の資料を検討しなければいけないということを感じに言われませんが、これは根拠になりません。理由になりません。あなた方がやる意思を持つておるならば、少なくとも法案をこゝでまず通過せしめておいて、予算措置は補正その他の機会でも何でもあつておるわけでありまして、たつた一億や一億五千万の国の負担でありますから、やる気ならばやれると思ふのです。だから、それをやるということを御言明になつてもいい。

○斎藤(誠)政府委員 ただいま御質問になりました年金法におきます給与の改善の問題につきましては、他のこ

れに類似する年金の給付内容につきましてもその後において改正されておりますので、農林省としましてはこの面からも十分改善をする必要があるといふふうな考え方に立つておるわけでございますが、三十五年以来実施いたしましてその後における施行の状況、さらにまたこの給付内容を改正いたしますとすれば、年金でありますので、やはり共済理論、保険理論というふうな見地から、掛金率がどのようになるかと、あるいはそれに基づく給付率がどうなるかといふようなことについて十分検討する必要があるわけでございます。そこでこれらに関する研究、検討資料を農林年金の方に置きましてもだんだんと準備を進めて参られたわけでございますが、この法案につきましても、今御指摘もありましたように、予算関係法案でもございまして、予算当時にございますような内容の検討をするまでは、その間十分内容の結論を得ておらなかつたわけでございます。そこで三十九年から実施するに合はせるように、またそれまでに十分法案を提案できるようになつて、三十九年度を目途としてやることに何らの支障はなかつたということ、団体からいろいろの要望もあつたけれども、大体そういうふうな方向でやろうといふように、現在では至つておるわけでございます。

○足鹿委員 押し問答みたいなことになつてしまふわけでありまして、あなた方がやらねばならないことを、この農林漁業団体三十一万人に背負わせておるのであります。たとえば農業協同組合

法に基づくものはもちろん、農事組合
法人も最近を含むことになっておる。
森林法に基づく団体、水産業協同組合
法に基づく団体、農業災害補償法に基
づくもの、漁船損害補償法に基づくもの、
の、土地改良法、農業委員会法、農業
信用基金協合法、開拓融資保証法、中
小漁業融資保証法、たばこ耕作組合
法、漁業生産調整組合法等、二万四千
の、実際農林省の末端における一番あ
なた方が大事にしていかなければなら
ない人々だけですよ。それを、来年は
厚生年金だつて給付率を引き上げるべ
く検討しておるじゃないですか。これ
と別にこの制度を充足せしめた意義が
一体どこにありますか。頭からわかつ
たことではありません。ですから、三十九
年間の内容を数字的に検討しなければ法
案の改正ができないなどということは
逃げ口上であります。そういうことは
通りません。なるほど現在は、掛金の
年間告知額とか、あるいは年間給付
総額とか、退職年金者の発生の状況
だとかいうことは、それは充足当時で
すから、わからないことは当然です
よ。だけれども、制度自体が著しく他
と均衡を失しておるということは間違
いないのであります。そんな逃げ口上
で、あなた方が末端においては手足の
ごとく一番大事にしていかなければな
らない農林省所管のこういう人々を、
この不均衡のまままた一年も引きずつ
ていくというようなことは、誠意を疑
わざるを得ない。またそういうことを
推進運動に当たった全中と話し合いを
しておるのだと言ふに至つては、言語
道断であります。これはあえて、あな
た方のことではございませんから、ど
ういう趣旨で、来年でよろしいとい

ことを、あなたの方針を、全中会長
が御了承になったかは、別段の機会、
別の方法で私どもは承ればいいことで
ありますけれども、どなたがどうい
う角度から見ても、少なくとも法案だけ
はこの国会に出す、十分検討すると、
大臣とさらに打ち合わせをして、もう
一ぺん腹をきめた御答弁を願ひたいと
思いますが、全く検討の余地はありま
せんか。

○斎藤(誠)政府委員 たいま先生の
お話しになりました改正の必要性につ
きましては、私どもの方もそれと何ら
異なっている意見を持つてゐるわけ
はないわけでございます。いづれに
いたしまして、三十九年度に実施す
るということについては同じ御結論で
あらうと思ひますので、そうであれば
今国会に出さなくてもよろしいし、今
国会に出す場合におきましては、三十
八年度から実施することでは、三十
八年度から実施することでは、これ
はまた意味もありまされども、これ
には当然予算措置を伴ひますので、そ
のような予算を今国会に出すという用
意をいたすまでには至らなかつた、こ
ういふ経緯であるわけでございます。
従ひまして、今お話しになりましたよ
うなところは、今鋭意検討を進めてお
るわけでございますけれども、いづれ
にしても、法案をすぐ出すということ
にしないで、三十九年度に間に合う
ような措置をとりたい、こういう考
え方でございます。

○足鹿委員 昭和三十八年度から実施
をこいねがつて、少なくともこの加盟
者たちは最小限度の期待をそこに
たてておるわけなんです。その要望に
かたえることがどうしてできないの
ですか。だから、三十九年度でいいと
私ども

は考えていないですよ。それはあなた
方がそういうふうに考えておられるの
であつて、また全中の会長がそういう
ふうにご了承になったことは別個の問
題であります。ですから、私は全中の
お考えがどうであらうと、少なくとも
この団体に加盟しておる人々は、三十
八年度にせめて実施する法律案なりと
出してもらう、そして自分たちに安心
をさせてくれ、こういう最小限度の切
なる声であります。先ほど申し上げま
すように、予算は、法が通るならば、
補正その他の機会はまだあるでしよ
う。ほんとうに与野党が、気の毒な立
場にある人だといふ認識があつて、こ
れを救おうとするならば、数十億、数
百億の金の問題ではありません。で
すから、方法をもつてすれば解決が
つかないか、そういう前提に立つて御
判断になる必要が私はあらうかと申し
上げておるのであります。

委員長、農政局長の御答弁も、これ
以上は政治判断になると思うので、農
林大臣またはかわつて政務次官から、
いわゆる政治的判斷に立つた國務大
臣としての判斷に立つた御答弁を願
ひたいと思ひますので、この問題につ
いては、質問はこの程度で大臣出席ま
で留保いたしておきます。

○長谷川委員 承知いたしました。
○芳賀委員 たいまの足鹿委員から
の質問に関連して、二、三お尋ねしま
す。

この農林年金法の改正について、た
えば全中の会長と話し合いをして三
十九年度でいいと言つたというのは、
これは法律の提案を三十九年度でよろ
しいと言つたのか、制度改正について
はこの国会において改正をして、その

改正の実施については三十九年度にお
いて予算を確保して実行するように、
そういう二段階でやることについては
同意する、そういうことであつたの
か。この点を明らかにしてもらいた
い。

○斎藤(誠)政府委員 農林年金の方
からは、実施を三十九年度にせひして
もらいたい、なお、これに関連して、法
案は早くから出してもらいたいとい
う。ただ農林省としては、三十九年度
からで間に合うと思うので、また予算
を伴う法案でもあるから、今国会に出
すことはむずかしい、こういうことを
申し上げておるわけでございます。

○芳賀委員 そうすると、先ほど小林
さんの言われたのは、これはもう全中
の荷見会長と事前に完全に了解でき
て、明年度の国会において法案の提案
をされることでよろしい、こういう了
解があつたということをお林参事官は
先ほど言われたわけで、その点は斎藤
さんの答弁と少し違ふんじやないで
すか。

○斎藤(誠)政府委員 今私が申し上げ
た通りでございます。

○芳賀委員 あなたが言つた通りだと
言つたので、小林さんの答弁をあなた
聞いてないでしよう。小林参事官から
答弁して下さい。

○小林説明員 たいま局長がおつ
しやる通りでございます。私は三十
九年度から実施するということにつ
いてと申し上げたはずでございます。

○芳賀委員 そうであれば足鹿委員も
指摘した通り、たとえば予算確保の事
情等もあつて、三十八年度で予算の確
保が行なわれておらないという場合で

あつても、法律の改正は、これはでき
るんですね。法律が通れば予算とい
うものはそれに付いてくることは言うま
でもないことだが、また改正のその実
施の時期等について、法律の改正は
今国会で行なつて、実施については三
十九年四月からなら四月からだ、そう
いう改正の方法もあるわけですね。そ
うじゃないですか。だからそれであれ
と言つたのか。法律については今国会
で改正してもらいたい、実施につ
いては予算措置が間に合わないといふ
これは三十九年四月からの実施でもや
むを得ない、そういうことであつたの
か。その辺を明確にする必要があるん
じゃないですか。その点がわかれば、
それじゃ法律をすぐ改正しますとい
う作業に入れるんですよ。そこを明確
にして下さい。

○斎藤(誠)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、農林年金の方からは早
く法案の改正の準備をせよというし、
早く提案するような方法をともつて
いたしたいという御希望のあつたことは、
申し上げた通りであります。しかし、
繰り返して申し上げますように、来
年度にわたる予算につきましては、次
年度以降においても財政負担を伴うもの
でございますので、農林省としまして
は予算を伴う法案としてはもうす
で打ち切つております。打ち切つてお
るという誤解がありますが、当初から
予定したとおりありません。このう
ちを最終申し上げておるわけであり
ます。

○芳賀委員 これは年金に加盟してお
る農林漁業団体が非常に弱腰だから、

最初から法律だけ通して、実施は来年でもいい、そういう態度で出発しておるから、農林省もいいことにして、それじゃ実施が来年であれば来年法律を出してもいいじゃないかということでは説得したわけですか。

○斎藤(誠)政府委員 いずれにいたしましても改正するという意図におきましては、農林省といたしましては、そのように考えておりますので、今回に出すことは諸般の事情からむずかしいということだけを申し上げておるわけでありす。

○芳賀委員 これは関連ですからあまり長く質問しませんが、それではこの改正についての作業というものは、農林省においてどの程度具体的に進んでおるか。たとえば基本的には公的年金のその内容に準じた改正を進めるという原則は、すでにきまつておるかどうか、あるいはその実際の具体的な給与の改定とか退職給付であるとか、あるいは死亡による給付であるとか、一時年金であるとか、こういうようなそれぞれの給付内容等の改正についても、現在の程度まで具体的な作業が進んでおるか。これは大筋だけでいいですから、特にその原則規定というものをどういうように改めるかですね。

○斎藤(誠)政府委員 年金の主要な改正は給付内容にならうかと思ひますが、国家公務員の共済組合、あるいは地方公務員の共済組合、あるいは私学の共済組合、その後におきまして年金法が制定されて以来、今申し上げたような年金も改正されておるわけでございます。

そこで、それらの年金の改正の主要な点につきまして、今回の農林年金に

つきましては検討を進めるということにいたしておきまして、今申し上げましたように給付内容であるとか、あるいは最高給付率の問題であるとか、あるいは算定する場合の期間の問題であるとか、またその期間についての具体的な数字もある程度今取りまとめ中でありまして、そういったもので一体掛金率がどのように変わってくるかということにつきまして検討を進めておるわけでございます。

○芳賀委員 それで改正の基本は公的年金に準じた改正をやるということ、これを原則にして具体的な給付とか年限、これらのすべての個々にわたる内容の改正については、やはり基本線に沿ってそれに準じたあくまで改正を貫く、この点が明らかにねばきょうこので質問をやめておきたいと思ひますが、この点だけ明らかにしてもらわぬかと、どういふ改正をやるんだか、何を考へて作業しておるか、これはわからぬということになりますから、この点だけ確認の意味で斎藤さんからはつきり一つ。

○斎藤(誠)政府委員 ただいま申し上げましたように、国家公務員とかあるいは地方公務員とかあるいは私学共済とか、これらの年金の改正点につきまして、同時に現行の年金法の内容を改正する必要があるかどうかということにつきまして検討いたしておる次第でございます。

○長谷川委員 稲富君。○稲富委員 お尋ねしたいと思ひますことは、実は先般予算委員会の分科会におきまして、甘味資源対策としての暖地ビート対策について農林大臣に質問いたしておったのでありますけれど

も、答弁が不十分であるし、非常に時期が迫りますので、具体的な問題について二、三お尋ねしたいと思ふのであります。

それで最初にお尋ねしたいと思ひますことは、てん菜生産振興臨時措置法の問題でございますが、これは昨年の国会におきまして、昨年の三月三十一日までがその施行期日であったのを、一年間延長の改正をなされたのを、その当時、この臨時措置法の改正の内容に對しましてはもと検討する必要があるんじゃないかということを、われわれは強く希望として言つたのでございますが、それに対して政府は検討するんだ、こういうことだった。ところが現在の措置法は、御承知の通り三月三十一日で期限が切れるわけなんです。政府はまだこれに對して法案を提出になつていないが、どういふような考へであるのか、今から出して三月三十一日の実施までの期限をどうするつもりであるのか、この点を冒頭に聞いておきたいと思ひます。

○大澤(勲)政府委員 今おっしゃられたように、昨今の法律の単純延長を一年いたしました。いろいろ問題がございまして、ことに暖地ビートはどういふふうな農業経営の中に取り入れて育成をはかるかということについては非常に問題がございまして。イタリアに調査団が派遣されるというふうなこともあつたわけでありまして。そういうふうなことをやりながら、私もビート—ビートに限らず、さらに奄美大島のカンシャですとか、あるいはイモ澱粉からとれるブドウ糖、こういうようないわゆる甘味資源につきまして総合的に施策はいかにあるべきかという

ことを検討して参つておりまして、せっかくいただいた法案を準備しております。なおしばらく政府部内あるいは与党方面との意見調整ということもございまして、間もなく法案の形で御審議をお願いできるのじゃないかというふうに思つております。

○稲富委員 長官御存じの通り、この法案の効力は三月三十一日でございます。今与党との間に意見の調整をやつておるといふ御答弁でございますが、三月三十一日までですとこれを国会に提出してあなたの方はこれは通さなくちゃいけない。通るものだと見くびつておるかもしれないけれども、あまりにもこれに對する考へ方が怠慢ではないかと思ふ。そこで、この振興法を改正する機会に内容等の改正までも具体的にやろうという考へであるかどうか、こういう点がありまして、この点もあわせてお尋ねしたいと思ふのです。

○大澤(勲)政府委員 私どもが今検討しております法案の内容につきましては、ただいま申し上げましたように、各政府部内あるいは与党との間でいろいろ意見調整がございまして、内容をまだここで申し上げることは無意味じゃないかと思ひますが、今までありました振興法を全面的に検討をいたしまして、先ほど申し上げましたように単に寒地のてん菜というふうなことじゃなくて、暖地の問題も、あるいは奄美大島のカンシャの問題も、あるいはブドウ糖の問題も含めて新しい制度を考へていきたいというふうに検討を続けておるわけでございます。

合は、その後の空間はどうするつもりなのですか。これに對する処置を伺いたい。

○大澤(勲)政府委員 御承知のように、今の法律は三月三十一日に期限が切れるわけでございますから、それは期限が切れるすき間のないようにな次の制度に移るということが最も望ましいと思ひますので、そういうふうになるべくいたしたいということとでせつかく努力中でございます。国会の御審議というふうなことの期間もございまして、あるいは多少法律が切れて穴があくということがあるかもしれないけれども、ことごとしとれたてん菜からの砂糖というものは、三月三十一日に切れる法律で処置のつく問題でありまして、これから植えててん菜は新しい制度ができれば多小間があいてもそれで処置ができるということにならうかと思ひます。しかし間があかないように一生懸命努力をしたい、こういうふうにして参つております。

○稲富委員 これはあなた方が法の取り扱いというものを非常に軽視しているというそりを免れないと思ひます。現に私はこの間暖地ビートに對する政府のものと積極的な指導対策というものを要望いたしましたけれども、それに対する農林大臣の答弁は非常にあいまいであつて、暖地ビートに對する方針さえも具体的にきまつていないというふうな答弁だったのです。現に、すでに暖地ビートを栽培している地方におきましては、今日その去就に迷つておるといふような状態なんです。こういうような状態に置くということは、決してビート栽培の農民に對して親切なゆえんじゃないわけな

ども対処して参りたい、こう思っております。

○稲富委員 問題は、生産されたビートをどう吸収するかということが大きな問題なんです。その点から、先刻申し上げましたように工場閉鎖等の問題が農民に大きなショックを与えておるわけですね。

そこでこの際、私は特に長官に伺いたいと思いますのは、今後この工場に對しても、やはりビートの振興対策、ビートの奨励をやると同時に、工場設置に對しても政府はもっと積極的な考えを持って臨むべきではないか。単に民間だけにまかしておくのではなくして、やはり政府がみずから積極的な工場対策、こういうことをやるべきではないか、あるいはてん菜振興会等にさらにこの事業を広め、あるいはこれが工場事業までも、製造事業までも行ない得るような、こういうような積極性を持たした、生産者と工場とがもっと安心してその経営を営めるような、こういう状態に持っていくことが非常に必要ではないか。私は、今度の工場閉鎖等の問題から農民のショックが大きいからそういうことを考えたのですが、こういうことに對して、法の改正等もありましたら、政府はどういうようなお考えを持たれるか、この機会に承っておきたい。

○大澤(融)政府委員 ビートを処理する工場ができますのは、やはりある一つの工場がうまく動くためには、それだけの生産がまとまって上がってこないとなかなかむずかしい、そういう意味で適地に生産を振興して、たとえば一工場十五万トンとか二十万トン集まり得るといような場合に工場が設立されてしかるべきだ、こういうふうに思います。そういう意味で、そういう

工場を建てるかどうかというようになくては、国が承認するというような制度が必要になってくるんじゃないかと思ひます。そういうことの検討をいたしております。

さらに、今、暖地の問題ですが、大分あるいは岡山に工場があるわけですが、今後暖地ビートの適地は南九州じゃなかろうかというようにお話を伺いますけれども、そういうところに振興するといふときには、今まであった施設も有効適切に利用をしてそのビートの処理をするということの研究していかなければならない、こういうふうに思っております。

○稲富委員 ただいま長官から、新しい工場設置が南九州等に必要である、こういうようなお言葉でございます。私たちもそれは必要じゃないかと思うのでございますが、その工場設置に對してまたいろいろ意見が分かれて調整がつかないでおる実情であるということも聞いておるのでございますが、工場設置に對しては、ほんとうに生産地と直結した適地を選んで、かりそめにも工場誘致等に對していろいろな政策的な利権が動いたりするような、そういうことに對しては、十分なる態度をとらなくちゃいけないと思うのであります。私は南九州に工場設置の計画があるということもうすうす聞いております。ところがこの工場設置の問題に對してまたいろいろ意見がまちまちになつておるということも聞くのでございますが、これは遺憾なことだと思ひますが、これに對して政府はどういうような処置をとろうと思ひられておられますか。

○大澤(融)政府委員 南九州で工場を設置するといふような場合は、一つの工場を建ててそれがうまく操業ができるという量のビートの生産が行なわれるという確実な見通しがついたときだと思ひるのでございますけれども、そこにどういふふうなというふうなことで何かいろいろうわさがあるというお話であります。私もそういうものを考える場合には、筋を通して物事は処理していかなければならない。どういふうわさか、あれですが、筋を通した形で処置をして参りたい、こう思っております。

○稲富委員 それから、一番重大なことは、ビートの生産ができて工場ができるのだ、こういうようなお考えのようでありまして、これは生産と工場設置といふものは相対的なものであつて、工場がないのにビートの奨励だけやつたところで、なかなか植付はできるものではない。やはり工場があつてこそ、あの工場に持つていくのだということでは農民は安心して生産に熱情を持つわけなんです。この点は双方相待つてやるべきなんです。その地方に生産が非常に上がつてきたから工場を設けようとかそういうようなことでは、私は工場設置が後手になるのではないかと思ひます。ほんとうに政府が生産に對する意欲を持つとするならば、このビートの生産に對して積極的な指導をやると同時に、やはり安心して持ち運ぶのできるような工場設置に對しても、政府が十分なる援助処置をやつて、しかる後に工場と生産とが両々相待つて健全なるビート生産ができるというところでなければならぬと私は思ひます。ただ工場の設置が受け身であつて、生産を上げて、その生産地となつてから工場をつくるのだということでは私はいけないと思ひます。現に北海道のビートを最初に奨励する場合には、やはり政府が積極的な工場設置をやつて、しかる後にこれを民間に移したといふような事例もある。この点政府としても、工場設置に對してのもっと積極的な熱意といふべきか、そういうような方策をとらうという意思はこの際ないのであるか、この点を一つ政府にとくと承りたいと思ひます。

○大澤(融)政府委員 工場が先か農民のビート生産が先か、ちよつと鶏と卵みたいな話になるのですけれども、やはりすつかり十分なビート生産が上がつたといふこと、そういうときでなければ、工場は建てるべきでないといふような考え方はないわけですね。確かにそういう生産が上がるだろうといふような見通しを立てて工場も建て、工場を建てることによって生産も興るというふうなことでやつていかなければならない、こう思ひます。建てた初めはなかなかうまくいかないといふようなことで、従来も北海道では創業一、二年の間は特別な値段で生産したビートを賣つておるというふうなことをやつておりますが、そういうようなことを研究して参らなければいけない、こういうふうな思ひでおります。

○稲富委員 その考え方はだれも一緒なんです。ところが、現在九州においてはそういう工場が閉鎖したといふような具体的な問題がある。それが非常にビート生産に對する農民の不安となつてきておるわけですね。それでやはりそういう点を勘案して工場設置に對しても政府は積極的なやるべきじゃないか。そうして両々相待つてビートの生産に当たらなければならぬ。このビートの問題はすでに、私が申すまでもなく、酪農その他と関連した今日の農業としては大きな、農業経済をよくする問題として取り扱われておるわけなんです。それでどうかそういう点に對して十分考へてもらいたい。さらにまたこの問題についてはいろいろ聞きたいこともありますけれども、私が足産委員からもらいました時間が制限されておりますので、いずれ他の機会にこの問題は具体的に御尋ねしたいと思ひますので、この機会に一つ農林省として政府としてのビート対策といふものをはつきりきめて、そしてこれが栽培地域に對する指導あるいは振興対策といふものを具体的に今日につくる必要に迫られておるのではないかと。この期間に政府が放任しておるということはいけないのだ、しかも法の改正等もやらないで、これをながめておるというところは、非常に農民に不安を与えておるから、これに對する政府の措置をどうするかというところを、結論として、私はビート栽培農民が安心するようなこういう方策に對する政府の考え方を最後に承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大澤(融)政府委員 適地でビート生産をいたします農民に御迷惑がからぬように、十分一注意をして一生懸命やりたい、こう思っております。

○稲富委員 今からないよう十分措置をとつておると言うが、現在もうかかつておるのですよ。ほうっておる

〔委員長退席、丹羽（兵）委員長代理着席〕

○徳安政府委員　御説の通り、四日の日に對策本部の會議を開きまして、各省から各省關係の被害状況の總括めを承つたのでございますが、できることならば先月の末ぐらいを一つの切りといたしまして、各省で取り調べられた

ありますし、また雪も消えていないので、雪が消えるに従って被害も相当出てくるのじゃないかという関係もございまして、はつきり激甚災害の方の適用を受けるに至るやいなやについてはまだ見通しがつかない状況でございます。その個々の情勢につきまして、農林関係の方は農林省の方から答弁い

勢のいい現地調査のみをやって、一番肝心な最後の締めくくりが、時日の遷延するにつれて雪は消え、人間は忘れっぽいものでありますから、だんだんとその被害のことも薄らいでいく、そういう時期になって対策を打ち出されましても、世論にはあまりびんとこないようになる。やはり鉄は熱しておるうちに鍛えなければならぬのでありまして、そういう点についてはすみやかに期日を切って、長官みずからも今申されましたように、今後急速な対策を、数字を根拠とした一つの推定を加味してもけっこうですから、おやりになる必要があるのではないかと思います。

策の樹立を要請いたしました。長い御質問を申し上げましたが、いまだにこういう体たらくでは困るのであります。この傍うに、ある一つの資料とこんなに開くものかどうか、こちら辺に非常に対策に対する基本的な数字の開きがあることが、農林省をして遅疑憂巡せしめておるのではないか、そういうふうにも思われるのであります。こういう点について今後被害は増大する見込みだという次官の御答弁であり、総務長官の御答弁でもありました、今私どもが手にしておりますこの積寒地帯対策協議会が出ておる農林水産物被害というもの、これには施設が幾ら、農林水産物が幾らということは記

○足庵委員 それは次官、あなたの御答弁は独断過ぎやしませんか。これは土木関係から始まって八つの各所管事項にわたって二十府県内外のもの、のトータルなんですよ。各府県別の内訳も全部出ておるのです。長きにわたる被害を入れておるのだという御答弁、われわれのは当面の、こういうことじゃなくして——ではあなた方が今出された三百億と、この二十府県にわたる四百九十四億、約五百億ですね、これとはそう大した違ったものではないという御判断に立たれますか、それとも相当開きがあるという御判断でありますか。私が聞かんとするのは——都道府県知事が責任を持って上げてきた

ものは、あなたの方にもやはり重大な資料だろうと思うのです。資料の出どころに二つはないか、私は思うのであります。とするならば、こういう資料を使つて次の確かな対策を講じていくことが問題で、それを狂つておつたら、天災法とか、それが激甚地の基準緩和の問題も問題になりません。雪のきなかに河野大臣が長くつをはいてジャンパーを着て現地に乗り込んで、不安な人心をおさめられたということは認めますが、あとで一番肝心な、激甚地指定を受けて九割の補助をもらつて、公共用施設から農地、農業用施設、共同施設に至るまで、これを雪害から復旧してやるというしりが結ばない限り、この災害対策は肝心なところでもしりか抜けてしまふ、こういうふうには私どもは考へる。基準の緩和といひ、天災法の発動といひ、また基準の適用の緩和といひ、この被害の総括に大きな食い違いがあつたならば、正しい結論は出ない、対策も出てこない、こういうふうには私どもは考へる、著しくこれは間違つたもので、農林省はとうていそういう数字は考へ及ばぬとお考へになるのであります。そういたしますと、いつごろになつたら農林省としては重大な激甚地の問題等を発動していくか——現在の法律で定められた昭和三十七年十月十日の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令、この政令四百三十三号の基準を緩和し、またこれに新しい基準を加えるとか、そういう問題も出てくるのであります。この間の災害対策委員会でも河野大臣は、法律は直せなくてもやることはやつたじゃないか、これからそれで

いいじゃないか、こういう軽いお気持ちで与党の代表質問に対処しておられる。そういうことでは災害対策のしりを絶つたということになりません。聞くところによると、非常災害対策本部も解体またはほとんど解体にひついているのであります。なるほど非常災害対策本部は緊急対策本部の縮小なり解散といふことはやむを得ぬにいたしましたが、災害対策といふものはこれからますます実のある災害対策を上げていくのがほんとうの趣旨ではないかと思つたのであります。どうも災害対策特別委員会ができましたから、事農林の問題につきましても深く突っ込んでいこうと思ひました。担当範囲が広範でありますために掘り下げることができません。どうしても不徹底な対策に終わらざるを得ないことになりはしないかといふことをわれわれは心配しておるものであります。そういう点で、本日この問題を専門に取り上げる機会をわれわれは持つたわけでありますので、重要な点でありますから、押してこの点をお尋ねいたします。

○津島政府委員 お答え申し上げます。先刻私が申し上げたことは、少しく言葉足らずのようでございます。農林省と都道府県との調査の違いは、おそらく施設関係においてはそんなに違いがないと私は考へます。しかしその開きが非常に多くなつたのは、農作物の被害の関係でございまして、何も私ども農林省の方は正しくて、そちらの方は信憑性に欠けている、こういう意味では決まてないであります。その都道府県議長会議の方のお調べもやはり十分尊重して、これを突き合わせて参らなければならぬというふうな考へておるのであります。

○足鹿委員 徳安総務長官にお伺いたしますが、今朝の積寒地帯対策協議会のこの資料によりますと、二十府県の総トータルで千三百八十七億二千五百円の被害総額を示しております。これは非常に大きな被害であらうと思ひます。特に農作物被害等については、今後まだまだ被害はふえていくことは確実であります。といひます。この際、先ほど私がちよつと触れましたが、去る四日に第六回の非常対策本部の会議で総括を行ない、対策を協議したといひますが、農林関係は天災融資法の適用を決定し、同法の適用を受ける被害物には激甚災害援助法の適用を行なう旨を決定したと新聞は伝えておりますが、さうでございませうか。まだほかにおもなる対策をおきめになつたことは、どういふことをおきめにいたしましたか、それを明らかにしていただきたい。

○徳安政府委員 災害に對しまして、いろいろと御意見を承り、また早く根本策を示せという御要望もございましてと思ひます。私もほんとうにあせつてゐるのであります。役所の仕事はやはり正確をたつとばれます関係上、日にちを切りまして、その期間に出でこないような状態もございまして、これはその数字によりまして非常に大きな影響が生ずるものでございまして、慎重の上にも慎重という役所の従来の行き方そのものもまた私どもはたつとばなければならぬと考へております。しかしできるだけすみやかにといふことで、始終お願いをしておるわけでございます。

それで今朝いただきました都道府県議長さんの御調製によります書類も私は拝見いたしました。即刻事務局の方々に回しまして、何ゆゑにこういう点について大きな隔たりがあるのか、またすでに府県では、ずっと前から自分の県はこれだけの被害があるといふことを示しておるわけでございますが、中央調査ではまださうしたものも示すのでできない状態でございますので、その間のいきさつ等について至急取り調べてもらふように指示いたしました。ききました。損害の点を要約して考えてみますと、政府筋で調査いたしました金額と市町村あるいは農等調査された金額との大きな差異が生じております理由は、農業関係は農林省が出ておられますから、そちらから御説明いたしますが、かりに一例を中小企業の問題にいたしまして、政府の方では直接損害のみを拾ひ上げて、それが現在法の適用を受けるものとして被害額を出しておるものであります。府県や市町村にいきますと間接被害等もその中に入られて、そうして、商売を休んだから、あるいは会社が休業したから、あるいは滞貨を生じたからこの被害はこうだといふ間接被害が非常に大きな金額のウェイトを占めておるのであります。こういう点が総括めいたしましたときに、どの県の損害は幾らという総括め金額に大きな相違がある原因ではなからうかと考へております。しかしさういふ点についても納得のいくように、つまびらかにしていただくように各省にお願いしてございます。

なお四日の会議でございしますが、先ほど申しましたように、各省から金額まで示していただくことを望みました。それはわずかな役所からの数字は拝見しましたけれども、これとて最後の案ではございませんでした。同時に今日までとりました方針、やり方、施設のとりました処置等の説明を聞きまして、さらに今後に残された問題はこれこれであるといふような問題点を聞いたわけでございます。これには御承知のように今度の雪害では激甚法等にも予想しなかつたものもございまして、法の解釈等にも異論のあるものもございまして、あるいは別途考慮すべきであるといふものもございまして、さういふものを取り上げて最後の決定をせねばならぬと考へておりますので、さういふものを私の方で取り上げて、今選択しているわけであります。同時に本部長があの災害の当時出張しまして、目のあたりその実情を見て参りました。その後自衛隊の出動なりあらゆる手を打ちまして、相当に施策をせひけでございまして、その結果をぜひ見たい、さうして少なくとも第一回に指定しました主要な県の代表の方々に集まり願ひまして、さうしてやり方がよかつたか悪かつたか、さういふ点についても聞ききたい、また残つてゐる問題はさういふ問題かといふことも聞いていきたい、さうして持つて帰られまして、もうすでに事務的な段階を過ぎてゐるものもございまして、政治的に解決すべきものもあらうかと思ひますので、これは関係の閣僚諸君とも御相談をし、あるいはまた防災会議にかけます前の各関係の閣僚の御相談にかけまして、なるべくすみやかに事態に即するように処置をし

まして、この非常対策本部としては一応のけりをつけて、次に今度は激甚災害の適用を受ける準備、つまり防災会議に移して、そこで処置をはかっていくという考え方でございまして、そういう点を申し合わせて散会したわけでありました。

○足鹿委員 その経緯はわかりましたが、先ほど私がお尋ねしました農林関係には天災融資法の適用を決定し、同法の適用を受ける被害物には激甚災害援助法の適用を行なう旨決定したと伝えておりますが、それは事実かどうか、この点御答弁願いたい。

○徳安政府委員 激甚災害に指定したためには、一応総理大臣から防災会議にかけて政令で指定することになります。でありますから、手続としましては、これ一つだけをやるといふこともいかがかと考えますので、またその手続はとっておりませんが、現在出ております数字、つまり第八条の適用については、全国被害が七十億以上過ぎますれば、現在内規にしている激甚災害の基準額以上に達しますので、現在もうすでにずっとこえていくようでありますので、もうこれは問題なからうというところで、これは既定の事実、間違いないのだということを話し合っておるという行き方でございまして、他のものもできるだけすみやかにこうした数字を出しまして、そうして大よそ基準を超過するようなものがございしたら、それも一緒に加えまして、そうして総理に報告しまして、防災会議に諮問をしてもらうという順序にいたしたいと考えております。

○足鹿委員 どうもちよっとまだはつきりいたしません、もう少し具体的に

にお尋ねをいたします。

この間の会議においては、三十七年十月十日の政令第四百三号の問題についてこれを緩和するというようなお話し合ひは出ませんでしたか。たとえば昨年の十二月七日の第二回中央防災会議決定のこの政令に基づく指定基準の規模が明らかにされております。つまり二つの基本的な考え方があります。一つは、激甚災害を全国的な規模の大災害、A基準と、比較的規模が小さく、局地的なものではあるが、きわめて深度の大きい災害、B基準との二局面でとらえるとともに、従来の災害特例法による実績を下回ることのないよう考慮しようというものが、この第二回防災会議の激甚災害指定基準の全文の中にもなる条項と承知いたしておりますが、あなた方はこのたびの災害はA基準でいかれようとするのか、B基準で事足りると御判断になったのであります。か、どちらを適用なさろうという御相談でございしたか。

○徳安政府委員 いずれによりまして、とにかく指定できるならば局地的でも指定したい。しかし、今度の雪害は全国的な雪害でございしますから、大きな網を全国的にかけることが適用を受けられる数を多くすることにもなるう、こう考えておりますから、一応今の方針はそうでございしますが、しかしそれでははばる、しかし局地的にやれば入るのだというものがございしたら、それは拾って参りたいと思ひます。

害と認定をされるならば、それに必要な対策が出てくるのは当然でありましょう。長官のおっしゃるの、はつきりいたさないのです。当然A基準に当たる全国的な規模の大災害だと私どもは判定せざるを得ない。二十府県以上にもまたがって千数百億の莫大な被害を与え、また今後も被害総額は拡大する一方であります。おそろく二千億にも達するでございましょう。大災害でございせんか。従ってそういうA基準の災害といたしました場合にも、この第二回防災会議の決定によりまして、従来の災害特例法による実績を下回ることがないよう考慮する、つまり、従来の実績と申しますものは、今さら申し上げるまでもないでございましょうが、三十四年の災害特例措置による国庫負担率と、三十六年の際の特例措置による国庫負担率と、それから激甚災害に対する法律による特別の財政援助等に関する法律による国庫負担率と、大体三つあるわけですね。その他の場合は通常の場合の国庫負担率でありますから、通常の場合ならわれわれは論議する必要はないのであります。そのいづれかを従来の災害特例法による実績を下回ることのないように考慮するといふこの条項をA基準と認め、あるいはB基準と、いづれをとられるにいたしましても、少なくともこの解釈からいけばならば激甚地指定の基本的な考え方は明らかになつておらなければならぬはずだと思ふのであります。その点いかがでありますか。

○徳安政府委員 今回の雪害の広さといふ、全国的な問題でございしますので、これはもちろんAの方法で、全国的な災害を取り上げまして、その総金額に照らして激甚災害に適用したい、こういう方針でございします。

○足鹿委員 その点は明らかにいたしました。しかし、従来の災害特例法による実績を下回ることのないように考慮したい、こういう方針で今回も対処されていきますならば、当然これは豪雪被害といふものが入つてこなければならぬはずである。その入つてくるものを取り上げていく程度なり、つまり対象となる規模なり態様というものは、どの程度のものかを豪雪被害として取り扱っていく方針でございしますか。その点はいかように御検討になったのでありますか。

○徳安政府委員 ただいまお話がありましたように、激甚災害法は、過去の災害に照らしまして下回らない、つまり特別法を設けて救済いたしました災害と同じような程度の災害は今度の激甚法の適用を受けるのであります。いふ説明をして参つておるわけでありまして、また現在もその方針には違ひはないのであります。そこで、少し詳しく申し上げますれば、この激甚災害法を適用いたします基準、つまり過去の実績等からずつと積み上げて研究して参りますと、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、これは法の第二章でございしますが、全国被害が大体百二十億くらいになれば該当しない内規になつておるのであります。

おります。

第六条でございしますが、これは農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例でございしますが、これは第五条が適用されましたならば、自動的にこの第六条が適用されることに相なります。

第八条の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例、これは全国の被害が七十億以上になりますれば、激甚災害法は適用されるという内規であります。

法の十二条並びに十三条及び十五条、これは中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等でございします。これは全国被害が約百五十億、こういう基準になつております。

第十六条でございしますが、これは公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助でございしますが、これは第二章が適用されれば場合には自動的に動いて参ることになります。

第二十二條の罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例でございしますが、これは全国的に四千戸という被害を受けました場合に発動するという基準になつております。

第二十四條の公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等であります。これは法の第二章及び第五条が適用された場合には自動的に発動する、こういうこととでございします。

こういうような大体の基準で、過去におきます特別立法によつて救済いたしましたような災害は、大体救済するという考え方でこの基準ができておるのでございしますが、もしこの基準が非常に過酷に過ぎまして、実際の適用にあ

たつて過去の実績よりか非常に下回るというような事態が生じたときには、いつでもその実績に即するように直していかうという考え方でございまして、一応のめどはここに置いてたゞいま作業しているわけであります。

なお、以上のような条文以外の事柄が生じまして、そうして新しい事態ができましたときには、その実情に即して別個に防災会議で考慮する。こういう申し合わせになつてゐるわけでございす。

この金額は、今度の豪雪によりまする被害が各条ごとにどの程度に適用ができるかということで数字を詰めておるわけでありまして、水害等によりますれば公共施設とか農業施設等の被害が非常に多くありまして、金額が上がるのですけれども、今回の場合はそれが非常に少のうございまして、公共土木等につきましても十億足らずだといふような報告のようでございます。かようなことではとてもこの激甚災害に公共土木等をかけるわけに参りません。こういう点を考慮いたしまして、この豪雪というものはかつての激甚災害法の決定のときにもあまり論議されませんでした。火災とか豪雪といふようなものが案外考慮されずにできた法律のようになつております。実際この豪雪がござりますと、そこに法の盲点と申しますか、行き届かなかつた点があるように思ひます。これは今後に残された問題として与野党ともに御研究願ひまして、今後改正なりその他の方法をとらなくちゃならぬと思ひますが、さしあたりの問題としましては、そうした考えおかなかつたやうな事態に對しましては、先ほど緩和といふお

話がございまして、総理とも御相談をし、各閣僚會議等も開きまして、うして事態に即するように処置をいたしたいものだといふ考え方でたゞいま作業しているわけでございす。

○足鹿委員 政府の考え方が私もやわかつてきたように思ひますが、要は、長官の考え方にありますと、政令そのものはなかなか動かしにくい、従つて基準を緩和していき、激甚災害の指定基準で問題を処理していくといふ考え方のようになつてゐるの御答弁では聞かれましたのでございす。そういうことになりまして、激甚災害の指定及びその災害に適用すべき措置の政令の基準につきましましては、なかなかむずかしいから、要するに政府は中央防災會議に諮つて、そこできめたものをもつて政令を変えるかに行なつていくといふことになるわけでありまして、か。そうすると、政令のほかは防災會議に諮つて、そこで特別立法の對象となつたやうな規模及び態様があらば、これを適用していくといふことになりまして、私もそれで結構でございます。政令は変更しなくても、それでやるんだ。河野さんがよく然と言つておられたことを、今長官のお話ではやや具体的に詰まつた御答弁をいただいたわけでありまして、そういう態度でこの問題を処理していく。つまりいわゆる高額の補助の問題も、たとえて言ひますと、先ほど長官が御指摘になりました第六條の農林関係の共同利用施設の災害復旧事業、これらのものについても適用ができる。あるいは事業協同組合等の施設、これは十四條関係であります。ア、ケード等が破損をした、大破をした、これらのものに對しても九割

の補助が出る、こういうふうに解釈をして、たとえば共同利用施設だといふしますならば、共同作業場あるいは選果場といふやうなものも對象に入つていくのであります。これは農林省ともよく話し合ひをされて、はつきりとお答弁を願ひたい。そういうふうになりなさいと、問題は具體的な処理といふことになりません。私の解釈によりまして、それはある一定の限界であつて、たとえば除雪費を堆積土砂並みに取り扱うといふことになりまして、これはやはり一つの限界があつて、いかに河野さんの政治力をもつてしましても、この四百三十三の政令そのものを考えていかなければとてもおぼつかないといふことをこの間も言つておる。だから法律はあつても、政令はあつても、自分はやる範囲内においてやるのだといふ答弁しかできない、物事はそうすね、法治国家でありますから。ですから、おのずからこれとこれは政令を改正する、これとこれは激甚指定の基準、運営を変えて、實際に即した方法にやるといふふうに明らかにしていただければ、私はあえてこれ以上申し上げませんが、どうも今の御答弁では釈然としないものがある。何か政令や法令そのものは政府はそつとしておいて、そうしてこの防災會議の今後の弾力的な運営によつて問題を処理していくといふお考えのようでありまして、それは私は問題の本質については解釈していくことはできないのではないかと、そういう点を案ずるのであります。これは長官なり農林當局から、私が今指摘したやうな具體的な事例に高額補助が適用できるかどうか明らかにしていただきたい。

○徳安政府委員 ただいまお話しのように、先ほど私も申し上げましたが、かつての御決定を願ひましたこの激甚法は、風水害等が主たるものに取り入れられておりまして、火災でありますとか豪雪等にびつたり合うやうな文字を書いてはおりませんし、またそういうときを想定しての法律でもないやうであります。こういう問題に對しましては非常に欠けておるやうに思ひます。そういう点を指摘されておるわけでありまして、また政令につきましてもその通りでございす。やはり本法を基準にして政令ができておりますからその通りでございす。

そこで、先般も大きな火災もございましてその適用等についていろいろ御議論がございしましたが、火災でございすとか、あるいは今度の豪雪でございすとか、こういうやうなまだかつてあまり経験のない事柄、しかも激甚災害に對する特別財政援助の方法に取残されたといひますか、思ひ及ばずして取り残されたやうな問題、こういう問題は今後に残された問題としまして、そうして与野党ともに御協議を願ひまして、法に欠けるところのあるものは拾ひ出して直さなければならぬと思ひます。本法も直さなければならぬし、政令もこれに従つて直さなければならぬと思ひます。ただ激甚災害にかけるかかけないかといふ問題につきましましては、もう根本的に全然だめだといふものにつきます。これは法改正する以外にございせんが、昨年の十二月七日に激甚災害指定基準といふものを閣議で決定しまして、そうして防災會議で諮問を受けた場合には、こ

ういふ基準で激甚災害として指定するんだといふ申し合わせができておるわけでございます。その申し合わせが先ほど申し上げましたやうな金額——この金額は過去の災害に、特別立法によつて救済いたしましたやうなものは、今の申し上げた数字くらいの程度でみん入るといふ大蔵省の説明、また過去の実績を積み上げた数字的な解釈によつて私も同意するわけでありす。これに達するものを指定いたしますれば、過去の特別立法を受けたものはみん入るのだといふ考え方でおつたのであります。ただいま申し上げましたやうに、豪雪等は予期しなかつた問題でございすので、この個条々々に適用するやうなことは一体妥当であるかどうかといふやうな問題も、委員會等でも豪雪がすでにこの法律制定のときに忘れられておつた、ですからさつきのお話のように、除雪等の問題も「等」と書いてあるのだから、これはもう除雪も災害復旧に当然加えるべきではないかといふやうな御議論等もございす。それを加えることにおいて非常災害に入るだけの金額に達するといふことがございまして、そしてまたおよその数字がはつきりして参りますならば、今のところではもう大きな数字にもならないやうな報告も受けておりますし、かたがたできることならば、ものによりましては防災會議で決定しました基準、さつき申し上げました七十億円とかあるいは百二十億円に達せねばいけないといふやうなことは、大きな風水害を基礎にして大体考えたこととございす。から、今度のやうな豪雪には、そういう大きな金額ではなくて、もっと特別な

処置でこの基準というものを下げて考
えるべきではないかという意見も相当
閣僚の中にもあります。それを一つ皆
さんの御意見を伺った上で関係閣僚会
議にかけてまして、そして特に今回の豪
雪に関しては数字を落とそうとか
なにかいう処置も考え得るのではな
いだろうか、こう思うのでございます。
二つの方法でやっていきたいと考えて
おるわけであります。

○足腰委員 お考えも一応わかりまし
た。いましばらく政府の御措置を見ま
して、また別な災害対策の場もござい
ますし、私どももさらに今後万全の対
策を相協力して樹立していきたいと思
います。特にこの際天災法の適用に
ついてすでに政府は方針をきめた。そ
の政令についての考え方なんです。第
八条関係、経営資金二十万円、北海
道二十五万、政令で定めるもの五十万
ということになっておるのですが、こ
の間も、三月にならなければこれは発
動できないのだ、こういうことだっ
たですね。発動は三月の末でもいたし
方ないといまして、経営資金の二十
万、北海道の二十五万、政令で定め
る五十万というものを、これでよろしい
かどうか。この点については、この間
災害対策特別委員会である申し上げま
したから、私はあまり多くは申し上げ
ませんが、少なくともワクの拡大——
政令で定めるものの五十万というもの
は何と何であるか、特に今度は果樹園
の災害という特殊なケースが出てきて
おりますし、そういうものを農林省
としては内容はどういうふうを検討し
ておられますか、その点をこの際明ら
かにしていただきたい。

お尋ねをしておきますが、豪雪地帯特
別措置法をこのたびの豪雪被害に
どう活用をはかられようとしておる
か。伝え聞くところによりますと、指
定方針を現在検討中だと聞いておりま
すが、指定基準を定めて地域を指定す
るというところだけでは問題は解決しな
い。その指定ができるならば、たとえ
ば先ほど徳安長官から話されたような
基準で指定を受けたところで、今度災
害を受けたものにはその激甚基準が自
動的にそこに動いていくとかいうよう
な、関連した積極的、総合的活用がな
されない限り、地域指定はこのたびの
豪雪対策には生きた働きをしないこと
になると思うのであります。そういう
点はこのようにお考えになっており
ますか。この際明らかにしていただき
たい。伝え聞くところによりますと、
地域指定は県単位で行なうて、その中
で町村単位等で区分をして段階をつけ
ていくという運営方針をとうろうとし
ておるといことが伝えられておる。こ
れはほんとうでありますかどうか。要
するに、このたび指定基準というもの
をつくって、そうして豪雪地帯で指定
をする、指定をして、それから後に何
らかの対策の対象になるというような
まどろいことでは、この豪雪特別措置
法というものは意味をなさぬ。今述べ
たような激甚指定や天災融資法の指定
その他に自動的に積極的これがから
み合って運営されていく、こういう考
え方でなければこの問題は解消しな
い。いわんや、あとで湯山委員からも
お尋ねがあると思いますが、積雪の
みならず、寒冷に基づくところの被害
というものにはおおよそ縁の遠い存在に
なってしまう。こういう点は一つ今後

の問題として、これから積寒法と豪雪
特別措置法の積極的、総合的な運営を
はかり、そうして災害基本法に基づ
てこの激甚法や天災融資法等と一体
的な運営をしていくということが必要
になるかと思ひますが、この点につ
いて、徳安長官、農林省、経済企画庁
の御答弁をわずらわしいと思ひま
す。

○徳安政府委員 まず、私どもが取り
扱っております対策本部の所管地域の
問題でございします。これは災害対策基
本法にもございしますように、災害が起
きまして、県自体だけでは処置ができ
ないというような緊急な事柄、応急処
置をとってもらいたい、つまり自衛隊
を出動させますとか、あるいは孤立し
た町村がございまして、どうしてもこ
れは県自体では処置ができません。政府
の力も貸してほしいというものは、刻々
政府、総理大臣に報告をせねばならぬ
義務があるわけでございます。その義
務に基づきまして緊急対策を行ないま
して、県の関係でありますとか、政府
の出先機関でありますとか、あるいは
国鉄でありますとか、そういうような
公共機関を調整をし、総合的な防災計
画を実施する、そういうためにこの対
策本部ができるわけでありまして、こ
の対策本部は、ほんとうの緊急な、応
急措置をするための本部でございま
す。従って被害をどうするとか、ある
いはそのものが激甚災害になるかなら
ぬかというところは、今度はあけて防災
会議の事務になるわけでございます。ま
して、現在できております対策本部は、
今申し上げましたように自衛隊の出動
をさせますとか、あるいはまた災害救
助法を発動しますとか、あるいはヘリ

コプターで薬品を送りますとか、そう
いう応急措置をせねばならぬ必要など
ころだけ、やはり知事の要請あるいは
地方のそうした機関からの報告により
まして、政府がこれは適切だ、そうせ
ねばいかぬと考えましたときにそうし
た対策本部を置くことができるという
条項に基づきましてこしらえたわけで
あります。従って、この応急処置を
必要としな場所、非常に雪はたくさ
ん降っております、被害もあります
が、しかし政府が助けていって応急
処置をしなくてもいいという場所につ
きましては、今度は地域に入れており
ません。しかし、災害といたしまして
はもう平等に扱うのでございしますか
ら、たいてい応急処置が必要でありま
して指定いたしました場所以外——今度
の自治省におきます除雪等の特別交付
金等につきましても、政府の方でそこ
に緊急対策を必要としな場所であり
まして、雪害のありますところは全
部勘案をいたしまして、そうして自治
省をして、おのおの相当な特別交付税
のワクの中にそういうものを入れて交
付するという処置は全部とったわけで
ございします。今後に残された問題とい
たしましては、今まだ指定の追加がご
ざいしますが、これは政府限りできめる
ものいかに考えますので、本日自民
党にも社会党にも一応それとなくお話
をいたしまして、きょうじゅうには大
体両方の一致した御意見によって決定
しているわけでございします。大体この
対策本部としましては、応急処置をし
なければならぬところはもう目的を達
しまして、それで感謝状をあげるとこ
ろが出ましたり、あるいはまたその他

の方法をとりまして、早いこと防災会
議に移して、そして今度は各省から、
先ほど申し上げましたような数字を早
く煮詰めて出してもらって、防災会議
でどんな事務の進捗をはかっていこ
うという関係になっておるわけござ
いします。その農林関係につきま
す一貫性のある問題は、これは農林省
の方からお話をいただいた方がい
と思ひますから、そちらから説明を受け
ることにしていただきたいと思ひま
す。

○立川説明員 事務的な取り扱ひの点
もございします。かわりまして、私
からちよつと答弁させていただきます
と思ひます。

最初に天災融資法関係の発動の時期
でございします。先ほどお話をござ
いしたように二月末日現在の数字が、
三月中旬の初めごろには大体まとま
て参ると思ひます。若干推定の部
分も含まれると思ひますが、天災融資
法の対象は御存じのように経営資金で
ございします。春耕資金に間に合
いますという趣旨におきまして、おそ
くとも三月一ぱいには正式に発動を、政
府にお願ひしたらどうかというふうな
心づもりであります。

それから、そのときに、先ほどのお
話の限度の問題でございします。けれど
も、限度が、今激甚法に規定してあり
ますような限度で十分であるかどうか
については、目下検討中でございます
が、さしあたり五十万円、政令で指
定できるものの種目でございします
が、一応考えておりますのは、現在の
被害の程度から見まして、果樹と畜産
はこの中に入る必要があるのではな
いだろうかというふうに考えておりま

す。

それから天災融資法の発動の範囲と、激甚法の発動の地域的な範囲の問題でございますが、これは、最終的には防災会議で御決定願うわけでございますが、従来の取り扱いなり何なりから考えてみますと、天災融資法の場合には、天災融資法の発動をする地域を全国ベースで、先ほど言われましたA基準で発動いたしました場合においては、両方の地域は一致するような取り扱いをお願いしたいというふうに考えております。

それからもう一つ、雪だけでなしに寒冷低温でございますけれども、これは天災融資法の場合には、法律上低温という規定がございますので、当然対象になるというふうに考えております。

○玉置説明員 豪雪地帯対策特別措置法の関係についてお答えいたします。

最初に、豪雪地帯の指定のお話でございますが、この法律に基づきまして、総理府に審議会が置かれまして、その審議会の中に、また地帯指定のための小委員会が置かれまして、現在その小委員会ではいろいろ御審議願っている最中でございます。先ほど先生からお話ございましたその指定は、原則として県単位にやっております。市町村単位にやれるところはまた市町村単位にやるのだというお話につきましては、小委員会の中でも、そういう御意見の方が大ぜいおられるのは確かでございますが、まだ正式に議決があったわけではございません。

それから、ことしの豪雪を積極的に活用するかというお話でございますが、地帯の指定の問題につきまして

は、ことしの豪雪の記録が、気象庁の本庁の方にまとまりますのは、相当おくれる見込みでございますので、とりあえず第一回の指定は、昨年までの記録によりまして、現在気象庁の方で作業をお願いしておるわけでございます。そういたしますと、これはあとのことでございますが、私一存でなすことはできませんけれども、おそらくことしの豪雪は、記録が集まりましたところで、またあとで計算をやり直して、もしも指定の追加が必要になつてくれば、追加になるということだと思っております。

なお、ことしの豪雪の積極的な活用面におきまして、この地帯指定と同時に、豪雪地帯対策基本計画というものを総理大臣がつくるわけでございますが、その計画をつくり出す際には、これも今各省集まりまして、いろいろ打ち合わせをやつておるのでございますけれども、ことしの豪雪につきまして行なわれました対策を、十分参考にしたいたいと思っております。

なお、最後にお話のございました寒冷地との関係でございますが、ただ寒冷のみのところ、つまり、雪がなく寒冷のみのところというものは、いかに考えましても、豪雪地帯対策特別措置法の対象になり得ないわけでございます。しかし、ただ豪雪というだけで、寒冷を全然無視しても、この趣旨に沿い得まいというわけで、現在私どもの方で、この審議会の方に御審議願つておる中には、根雪の期間を入れたまして、それによって、ある程度実質的には寒冷の度合い等も考慮できるのじゃないかと考えておる次第でございます。

○足鹿委員 あとにまだ湯山委員がお待ちになっておりますので、そちらにお譲りすることにいたしましたので、この問題は気象庁にお尋ねを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思ひますが、先般の災害対策特別委員会の懇談会におきまして、私は長期の見通しについてお伺いをいたしました。時間がなかつたために、気象庁の正確なお話を十分承ることができませんでした。要するに暖冬は終わった、寒冬がこれから継続して、相当期間来るのではないかという意味の御発言だったと思うのであります。その根拠なりについて、この際うんちくを一つ御披露を願ひたいと思ひます。

今度の災害は、私この間も災害対策特別委員会でも申し上げたのですが、常襲的な豪雪地帯と、それから山陰その他のような、相当雪は降るけれども、今回のような豪雪は初めてだという地帯、それから四国、九州等の、雪は大したことはないが、寒冬によって園芸、特に夏柑類が全滅をする、柑橘類が落葉して、来年結果がほとんどむずかしいというような事態が現出しようとしている。これは、将来における日本の果樹栽培上から見ましても、非常に大きな問題を示唆しておると思う。この対策は、やはり長期の気象に対する見通しが根拠となつて、それぞれ今後あらゆる角度から検討されなければならぬと思う。いま一つは、積雪と同時に風浪によつて出漁その他が困難になる地帯が、相当出てきております。たとえば、日本海沿岸においては、四十日も出漁不能のために、直接的、間接的に大きな被害を生じておつても、これを救う余地がないというような、

三つないし四つの類型で、今度の豪雪に関連する被害が、その地その地において発生しておるのであります。これらの形態に対する気象庁としての御意見は、いかがなものでありましようか。私は全くその方面の知識がないのでありまして、この機会に、一つ今後の日本の農業経営の見地から見ましても、長期の見通しというものがきわめて大事になりますし、また、広い国家の防衛対策という面から見ましても、気象の見通しということが根幹になるかと存するのであります。その点一ついろいろと御意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

〔丹羽（兵）委員長代理退席、委員長着席〕

○和達政府委員 今回の豪雪は、北陸地方を中心として、その広さ、また雪の量におきましても、まれに見るものでございました。日本は、昭和二十四年ごろから十数年間、いわゆる暖冬といわれる、冬に気温が高く、従つて、多雪地帯においても、雪はあまりたくさん降りませんでした。雪はあまり、この暖冬は一兩年前から解消する傾向にあるので、今回の寒さと大雪を見た次第であります。

さて、長期予報でございますが、現在長期予報はまだ進歩の段階に立っておりまして、十分なるお答えができません。これは非常に残念であります。今回の大雪につきましても、十二月初めに雪は多いということは推定いたしましたのですが、かほどの大雪になるということは十分わかりかねた次第であります。

が、こういう長い年月の将来の見通しというものは、正直に申し上げますと、学説がまだ十分固まっていらないのであります。研究者がそれぞれの見地から発表したものがございます。それらは過去の観測から統計的に見たもの、またそれから太陽活動等と関連をつけたものであります。現在の研究者は、寒さは、この暖冬の解消に従つて暖冬以前の状態になるであろうと考えております。暖冬以前の状態と申しますと、終戦前、昭和の年間でありまして、かなりの大雪もひんぱんに降つております。しかし今後こういうような、つまり今回のような大雪がはたしていつまた来るか、また大雪がどのくらいの頻度で来るかということ、現在の長期予報の技術ではまだ申し上げられないのではないかと考えております。今年の冬は、気温にいたしますと、東北地方の南部からずっと西日本にかけて温度が低かつたのであります。これは冬の季節風が西に片寄つたためでありまして、しかも今年の季節風はかなりの寒さを伴つてきましたので、西日本、ことに今までにそれほど雪を見なかつた山陰地方も、また九州にもかなりの雪を降らせましたし、

温度も低くなつた次第であります。一方風も強かつたために、日本海沿岸では風浪が強かつたことも御指摘の通りであります。これらに對しまして、先ほども申し上げましたように、私どもは長期予報は、ある程度見えますれば、そのときの技術の及ぶ限り予報に織り込むわけでございますが、その徴候が生まれなくても、実際にこういうような異常な寒さ、あるいは夏の気温の低いことという異常が起るこ

とがございいます。もちろんこれは學問が發達しますれば、その徴候を見つけておきましても、なかなか將來の見通しというものはむずかしいのでございいます。やはり將來の見通しは近くなるほどその精度を増すものでありまして、私どもの出します長期予報は一カ月、三カ月あるいは次の季節というようになっておりますが、それらを見ているのが現在利用していただくことにならうかと思ふ次第であります。

○足鹿委員 まだたくさんあります。湯山委員もお待ちのようにあります。私はこの程度で終わります。

○長谷川委員、湯山委員。

○湯山委員 ただいままでに、足鹿委員のご質問によつてすいぶん明らかにしたところが多々ございいますから、できるだけ重複を避けてお伺いいたします。

それから御都合がおありのようです。から、質問の順位を、今あとからお答えになつた方からというような格好になりますと思ひますが、氣象庁の方へまずお尋ねいたします。

今の足鹿委員の質問に對しまして、大体周期的に暖冬というものは終わったのだというように見られてゐる、こういうこととございしました。そうすると、これからは暖冬というやうな現象はまず考えられない、ところが端的に申しまして、果樹の中の暖地性の果樹でございしますね、ミカンとかいうやうなものは、実は暖冬の時期に新植が非常に多かったわけですね。今度はそういう暖冬の時期に、そういう氣象條件に合致して植えたものが一体今後どうな

るか、現在のような土地の選定の仕方で行つていったのでは、それは被害を繰り返すばかりになるのじゃないかと、いろいろな懸念も、今度は実際に農業の立場からいへば考えられるわけですね。その判断は当然農林省なりあるいはその指導に当たつてゐるものがあるべきことだと思ひますけれども、そういうやうな観点からもしお答えいただければ、お答えいただきたいと思います。

今御説明の中にも、太陽の關係その他あつて暖冬が終わつたんじゃないかというやうなお話もございしましたが、ヨーロッパの方でも何かそういうやうな現象が現れてゐるというやうなことを聞いておりますけれども、これは地球全体がそういう状態になつてゐるのか、日本だけの特殊な現象なのか、そういう点がお尋ねしたい一点でございします。

それから第三点は、これは全く夢のやうな妙な話ですけれども、台風常襲地帯というのがきめられてまして、それ以後ほとんど常襲地帯では台風は来ないで、ほかの地域にいつてゐる。今度の雪の場合もそうなので、実は当然雪が多かるべきところにもありまして、たけれども、そうでなくて、全く予想のつかなくなつたやうなところに豪雪被害が発生してゐるというやうなことを考へてみますと、どうも氣象の状態といふものは非常に變化してゐるやうな感じが、とにかく異常な状態が何かあるんじゃないかというやうな感じを持つわけですね、そういう点は氣象庁等では御議論の対象にはならないかどうか。

それから農業というものは、今申しましたやうに、それによつていろいろな作物等を考へていかなくちやならない

というやうなことで、そのときそのときで被害対策もやらなければならぬ、一面あると思ひます。今度の災害の状態から考えまして、氣象庁として、もう少しあのときにこうすればよかった、あのときにこういう注意を与えておけばよかったというやうなことをお感じになる点はおありにならないかどうか。この三点お伺ひしたいと思ひます。

○和達政府委員 お答えいたします。地球全体が暖かくなつたりあるいは冷えてゐるのではないかと、この点に關しましては、この点に關しましては、

あります。この点に關しましては、氣象觀測を開始して以來だけの材料でははつきり申し上げることはできません。と申しますのは、太陽の活動と

いうものが普通の太陽光線だけで、その變化は非常に少ないのでありまして、これから太陽の光線の中の波長の短い部分とかいうやうなものをとつて研究していきまして、太陽活動がはたして地球にどういふ影響を及ぼすかというところがわかつて、もう少しその間の關係がわかるかと思ひます。しかし、今のところ地球全体が暖まるとか冷えるとかというよりも、何らかのきっかけで地球の上の大氣の動き方が変わる、そのために地球のある地域では寒くなりある地域では暖かくなる、その傾向がおよそ何年くらい続くというやうなことから、十年とか二十年あるいは四、五十年の氣候の變化が起ると考へるのが第一であると思ひます。従つて、日本の暖冬というものを

見ましても、決して地球の他の地域に同じやうな暖冬が起つておるわけではございしません。御承知のやうに、ヨーロッパの北では、一九〇〇年代ごろから非常に暖かくなつて参つております。この傾向も五、六十年続きました

が、近ごろではまた寒くなりつつあるやうになつております。

さて、今回の大雪は確かに非常に寒い氣流が北から来たのであります。これと同じやうな寒い氣流はヨーロッパの中部、またアメリカの中部また東部にも北極の方から下がつて参りました。そういう場所は氣温も非常に低く、また、ところによつて雪も深かつたわけではございしますが、その中間に當たる区域には非常に暖かいところもあるでございします。こういうことで、

ございしますから、これから長い間同じ傾向になつていくということは、今のところから考へにくいのであります。次に、雪がふだん多く降るところに今回は降らず、あまり降らないところ

に降つたやうに思ひます。しかし、そういうこともございしますけれども、やはり雪が多く降るところは大体きまつておるのであります。多少氣流の工合、そのときの雪の降る氣候において違ひはございします。特に今回は降る場所が西の方に片寄つたといふことは確かでございますけれども、大きな目で見れば変わるわけではございしません。もちろん、日本は地形が複雑でござい

ますし、氣象はそのときいろいろ違ひますので、こまかく見ますれば、一回一回雪といふものは降る場所が同じではないと思ひます。

その次に、農業等は、ある氣候を想定して、その氣候がある年数統計といふことによつて行なうものでござい

ますし、私が先ほど暖冬は解消した申しましたのは、大体暖かい冬が十何年も——この中には多少寒い冬があつても、暖かい傾向が続くといふことを申したのであります。そういう暖冬期間といふものは解消した。しかし、今後も、寒い冬もあれば暖かい冬もありましよう。しかし、今後は暖かい冬ばかりでなく、寒い冬の方が多

の問題とはあまり関係ないようでございますし、今の質問で私ももうお聞きすることございませんから、けっこうでございます。

それから、徳安長官にお尋ねいたしますが、本日の御答弁で非常にお考えが明確になりました。ただ、百尺竿頭一步を進めて、長官に御言明願いたい点が一つございます。それは、長官は先ほど足鹿委員の質問に答えまして、あるいはこういうふうになるのじやないかと思うというような御発言がかなりあったと思います。それは指定の問題あるいは激甚災害の適用の問題あるいは条件の緩和についてもこういうふうな意見が多いからというふうな御意見でございますが、長官は責任者でございますから、一つ、自分としてはこう思っている、ただこれは会議にかけなければならぬことだから、その結果によってどうなるかわからないけれども、自分の考えはこうだという、そういうところをもう一つ明確にしたいだけだと大へん力強いと思ひます。

もう一点長官にお尋ねしたい点は、対策本部の指定の問題であります。これは県の方から申請があったところは、おそろしく長官の言われたような応急対策をとったところだと思ひますし、対策を要請したところだと思ひます。そこで、県の方から申請のあったところに対しては、全部これは指定されたかどうか。その二点をまず長官にお伺いしたいと思います。

○徳安政府委員 お答えいたします。先ほど私の申し上げましたことでございますが、私も一国会議員という立場もございまして、皆さんのお話になることはごもっともな点が非常に多い

のでございますから、個人の考え方といたしましては、お話の通りに最大の努力を払いたいという気持ちで、機会があればそういうことも言いたいと思ひますけれども、多少は立場が立場でありますために、そう簡単に将来に責任を負うようなことは言えぬと思ひます。しかし本部長と話し合いをいたしまして、委員会その他の関係、先輩等の御意見等もしばしば伺っておりますから、最大の努力を払うことを一つお誓いをいたしたいと思います。

それから指定の問題でございますが、これは先ほどもちよと触れたのでございますけれども、まことに申しわけない場所も少しばかりあるわけでございます。一月の二十九日に対策本部ができました。これは災害対策基本法によりまして、災害が起きたときに、市町村長は知事に報告をしなければならぬ、知事は総理大臣並びに防災会議に報告をせよということになっておるわけでございます。そこで報告のありましたもの、それから各省もやはりその義務はつけられておりますので、各省からも総理大臣並びに防災会議にそのつど報告があるわけでありま

す。その報告に基づきまして、そして非常対策本部ができたわけでございますが、この非常対策本部の目的は、先ほど御説明いたしましたように、政府の地方機関、地方公共団体、公共機関等の防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること、非常災害に際し作成される緊急処置に関する計画の実施、こういうようなこととにその職務があるわけでありまして、雪は降っておりますけれども、そ

うした応急の総合調整を必要としない場所は、県からも要請はございませんでしたし、各庁からも各省からも要請がなかったわけでございます。しかし、たとい県からありませんでも、各党なり、あるいは国会議員の諸君から大へんだぞとおっしゃられて、すぐ行ってみるとお話がありましたところは行ってみましたところもあります。しかし行ってみましたところでも、そういう総合調整の必要もない、自衛隊を出す必要もないのはなからう、あるいはヘリコプター等を運ぶとか、あるいは薬品等を運ぶように応急処置もあの場所については必要がない、県側の方で処置ができるというふうなものだけは見送ったわけでございます。

愛媛県なりあるいは高知県等からもお話をあつたのでありますが、一応岡山、広島等も第一次に追加いたしました。それから少しばかり追加してくれぬかというお話がございました。今もそれが出ておるわけですが、同時に今お話しいたしました愛媛、高知からもそういう要請が参りました。九州からもございました。これらの県とも連絡をとりましていろいろ話し合いをしておるの

でございますけれども、かりに九州のごときも災害はございますから、激甚災害の地方に適用することが必要になることと思ひますが、県それ自体こちらの方に申し出下されたときには、自分の県の対策本部は解散しておられ

あるはずはございません。ただ応急措置といたしましては、一応この際控えたというだけでございます。しかし先ほどちよとお答えいたしましたのが、各国会議員の方々のいろいろな関係もございまして、ただいま自民党、社会党にも一応お話しいたしましたので、そして御了解の上で措置をいたしたい、こう考えておるわけでございます。

○湯山委員 長官の御説明で大へんよくわかりました。県から強い要請があつた場合には一つぜひ御配慮願いたいと思ひます。

なお、ことしの雪は西日本の方からいへば、北海道で九月に大雪が降つたようなもので、普通ならば北海道でそれだけ降つたからといってどうこうないでしょうが、とにかく異常なことは間違いないことだし、そのために相当問題の起こつておることも事実でございますから、ぜひ今おっしゃつたような線での御配慮をお願いしたいと思ひます。

それから次は農林省の方へお尋ねをいたします。なるべく簡単などころから先にお伺いいたしまして、全体的な被害についてはまた別なところで承ることにいたします。

まず林野関係で当面しておることについてお尋ねしたいと思ひます。そことは、林野庁の作業場がところどころにあると思ひます。その作業場は、中には全く国有林の仕事だけで部落ができていて、全部の人が国有林に關係しておる、そういうところも相当あると思ひますが、そういうところは今度の雪のために、たとえば四国でも一カ月近くほとんどに仕事ができなかつたというふうなところもございまして、そ

うような職員の方は月給ですけれども、いろいろなものですが、日給で働いている作業員、こういう人たちはその間全く仕事ができなかつたということによつて、給料がもらえない、そういう事態が起こるのじやないかということも心配しておるわけですが、それらについては何らかの措置をおとりになっておられるかどうか、承りたいと思ひます。

○若林説明員 お答え申し上げます。作業員につきましては、災害救助法の適用地域等に住居を持っておりまして、その住居が雪のために破壊あるいは滅失のおそれがあります場合、除雪作業に従事する期間、これは原則といたしまして七日の範囲内ということにいたしましたのでありますが、所属の長の承認によりまして、特別休暇または欠勤として取り扱うことにいたしましたのでございます。その期間内には一定の区分に従ひまして、賃金相当額またはその六割相当額を支給いたしますことにいたしましたのでございます。さらにまた、御指摘のように、雪のために就業ができないうふうな場合もあるわけでございますが、そういう場合にはおきましても、その就業いたさなかつた日数の一定の区分に従ひまして、やはり賃金相当額またはその六割というものを支給いたしましたのでございます。

○湯山委員 賃金相当額というのと六割の区別は、どういふところでされておるのですか。

○若林説明員 ただいま申し上げました一定の区分と申しますのは、五日をこえまして十一日までとか、十一日をこえまして十七日までというふうな一つの段階を設けてまして、その段階ごと

それには国有林の従業員のおさんも入っているし、定年で退職して勤められない者も入って、ともかくも国有林の中の作業場の一つの集落を形づくって生活をしている。ところがそういう人たちもまた同じように作業ができなくて収入の道が開きされていたわけですが、これは賃金として払うことはでき

でございますして、これは九州にも相当でございますし、四国にも相当でございますし、あるいは中国方面にも相当ございます。こういう人については生活保護でやるというようなことを言っておる方もあるのですけれども、そうばかりもいかぬ問題で、こういういわゆる一般の林業労働者について、林野庁とし

業関係の労働者が職場がないためにどこ
 だけで労働省関係の手当によりまして
 働いたかということにつきましては確
 認はいたしておりませんが、過
 般の委員会ですというふうに承って
 りましたので、さしあたりはそういう
 措置でおとり願ひまして、私どもの方
 で、融雪と同時に仕事が始まる場合

品等につきましては、林野庁はヘリコプターを持っておりませんので、自衛隊に応援をしていただきまして、食糧、医薬品といったようなものを緊急に輸送いたしましたのですが、今後林野庁自体がそういうたヘリコプターなどを持つかどうかというふうなことににつきましては、なかなか維持費

ているわけでございます。ただ今回は異常な低温が水温につきましても発生いたしましたために、何方所かにおきまして、そういう被害が相当程度出るに至りましたことは、非常に遺憾に思っております。

○潟山委員 被害額はどのくらいございましたでしょうか。

○橋説明員 たいまのところで、真珠母貝につきまして報告を受けております。これは長崎それから愛媛が一番多いのですが、その他を合わせまして、ほぼ六億円余りだったと思います。

○湯山委員 現在どういふことを指導しておられるか、指導の内容は。

○橋説明員 すでに被害の発生いたしましたものにつきましては、これはなかなか回復したいので、その事後にどういふことはなかなかむずかしい面がございますが、今後のそういう真珠母貝の養殖をいたします水域の選定等につきましては、できるだけ今回の経験を取り入れまして、十分に慎重にいたすように指導していきたいと思っております。

○湯山委員 今こういう指導が行なわれているようです。水温が変化すると、必ずしも温度が下がるというだけではなくて、温度が上昇することによって貝が死ぬことがあるということから、なるべく三メートルないし四メートルの深いところにかごをおろすとか、あるいは貝の掃除をなるべくしないようにしておけとか、ぜひやらなければならぬときには、短時間お天気のいいときにやれとか、いろいろな指導をしておられるようでございますけれども、これは貝そのものの発育、これをそういうふうにしてとめるのがいいのか、そうじゃなくて、多少死んでもいいからどんどん太っていくものを太らした方がいいというようにことを言っている人もあるようです。その辺は指導が二途になっておられるのか、一本で指導しておられるのか、これはどうなんですか。

○橋説明員 だいぶ技術的なことになってきますので、担当の振興課長から答弁させるようにいたします。

○森沢説明員 お答えをいたします。先ほどからお話が出ていますように、真珠貝に対する災害としましては、低水温、それから低比重あるいは赤潮、そういういろいろな生物学的あるいは海洋学的な原因がございますが、真珠の養殖業全体から見まして、やはり極力死を避けなければならぬ、こういうことがあくまで前提であろうと思えます。従って私たちがいたしましては、都道府県を通じて、先ほどお話をありましたように、一元的に死を防止する方向で指導いたしております。

○湯山委員 水産庁の方の御方針はわかりましたが、それでは多少発育がよくなれば死ぬものは死んでもいいのじゃないかというの、これはどこから出た指導かわかりませんけれども、出先の方でどこか、業者の方か何かそういうことを言っておられるものもあるようです。そこでこういう指導については一つ適切になるべく今のような混乱の起こらないように、もう終わっておるかもしれないけれども、お願いしたいと思えます。

○湯山委員 今度、その被害に対する対策でございますが、先ほど来足鹿先生の方からも指摘されておりましたが、融資についてはどういふことを考えておられるか。これは、真珠母貝などは、先ほどの激甚災の対象にするのにはどういふ関係になるか私よくわかりませんが、六億幾らというふうなものか、どういふ災害対策の対象になるか、これはどうなっておるのでございましょうか。

○橋説明員 とりあえずの応急対策といたしましては、いろいろ系統資金のつなぎ融資その他の指導をいたしております。ただ今後の方策といたしましては、天災融資法の発動によりましては、当然そういう母貝の被害に對し、再生産のための経営資金というふうなものは、天災融資法の適用を受けることとなります。

○湯山委員 公庫の主務大臣指定の災害復旧資金の融資というのを考えております。

○湯山委員 今の経営資金のワキはどういうことになるでしょうか。しろうとで考えれば、先ほど議論になられた金額のような程度じゃあない、少な過ぎるのじゃないかというようにも考えられるわけですが、やはりそのワキについては、一般に農林関係一律にそういう五十万とか何十万とか、そういうワキで締められるわけですか、それともこれには特例が認められるか、あるいはこういう水産関係の場合は別ワキなのか、どうなっております。

○橋説明員 これは被害漁業者に對します融資のワキといたしまして、天災融資法の一般の場合に十五万円以内、激甚災と関連をいたしまして政令で指定されました場合に五十万までワキが拡張されるということになっております。

○湯山委員 大体今回の災害は、五十万あればどれもみなそれによって経営に立ち直るといふ見通しが立つ状態でございますか。これは現地調査に行っていたかどうか存じませんが、五班に分けて全国を御調査になったわけですから、その被害の状況はそれで大体間に合う状態かどうか、これはどんなものでございましょうか。

○橋説明員 県によっていろいろ事情がございますので、概括いたしかねる面もあるかと思いますが、大体天災融資法の現在の法律のワキでは対応できるといふふうに考えております。

○湯山委員 水産庁関係、けっこうでございます。

○湯山委員 果樹被害関係について中心にお伺いしたいと思えます。果樹被害につきましては、先ほど足鹿委員の方からもいろいろお話がございましたが、天災法の対象にはなるかならないか、これはなるような意向に今までの御答弁では判断できるのですけれども、はつきりなるということはまだ言い切れない状態でしょうか、それはなると言い切れる状態でありましょうか。

○富谷政府委員 被害額が、現在までに果樹だけで県の報告によりまして、七十五億円を突破いたしておりますので、当然天災法の発動の対象になると考えております。

○湯山委員 それから次に問題になりますのは、果樹に対する助成の問題でございます。この助成の問題は、過去において助成のあった例もあると思えますし、それから冷害で桑の場合あったような気もしますし、どうだったか、今多少その自信がないのですが、あったような気がしますが、そういう例が過去においてありましてことを考えますと、今回などのような場合には、そういう単に融資というだけでは、助成という措置が考えられなくてはならないかというように考えますが、その点はいかがなものでありましょうか。

○富谷政府委員 昭和三十三年まで確かに御説のように桑、それから果樹につきましても、被害のときに助成の道がございました。その後現在までやっておりますのは、会計検査院からの指摘がございましたので、融資の方に切りかえまして、助成をやっておりますが、今回の場合、従来の融資でいけるかどうか、その点問題がございますので、現在農林省内部の対策本部で検討中でございます。

○湯山委員 農林省の検討の方向はどういう方向でございましょうか。

○富谷政府委員 われわれ農林省としては、必要ないないという態度で現行を検討いたしております。

○湯山委員 先般、東北、北陸、近畿、中・四国、九州、五班にわたり調査班の方々がそれぞれ調査をされたようでございますが、特にその中で常緑果樹、柑橘類とかビワとかそういう暖地特有の常緑果樹についてはどういふことが特徴的なものであつて、それについてはどういふしなければならぬか。技術的な問題でございましておられるか、一つ御調査になった方から代表して伺いたいと思えます。

○石井説明員 私から御説明申し上げ

ます。

お尋ねの常緑果樹の被害でございませうけれども、この常緑果樹の被害は、それぞれの樹木の置かれた環境条件と、そこに今回参りました低温の来方の条件、これらで非常に複雑な被害の状況が出ております。

まず概括して申し上げますと、柑橘類の種類で申し上げますと、レモンとかオレンジあるいはハッサク、こういったふうな晩生のものは比較的弱い、被害もそれだけ大きい、こういうことであります。夏ミカン、温州ミカン、これはほぼ同じ程度、そう大きな差は見られないであろう、こういう結果でございいます。

それから木の樹齡によりまして被害の出方がかなり特徴的でございまして、これを申し上げますと、まず成木とそれからまだ結果樹齡に達していません幼木でこれを申し上げますと、成木の方が被害が小さい、それから植えてからどのくらいの日がたっているかという時間の関係でございしますが、植えてから一年以内くらいの日が浅いもの、これが長く育成されたものに比べて被害が大きい、こういう結果でございいます。それから成木でございまして、老齡になつておるわけではございませんけれども、その実のなり方の大きいもの、たくさんなつたものは、樹勢が衰えている関係であらうと思ひますが、被害が大きくなつております。

それから地形との関係でございませう。まず冷気の停滞しやすい平坦地なりもしくは台地の上でも、へこんでおる凹地部のところが被害が大きい、そ

うい結果が出ております。それから傾斜地におきましては、傾斜の中腹は最も被害が小さい。それから傾斜の向きでございまして、北西に向いておる斜面の木が一番被害が大きい、こういうことでございまして。多少風の向き等もございまして、風の当たるところは当たらないところよりも当然被害が多い、こういう意味も含まれております。

それから栽培管理の面でございませうけれども、こもをかけるとかあるいはわらをかけるというふうな、そういうことで風を防ぐ技術もあるわけでございますけれども、こういうものを十分にやっていると、同じ地帯におきましてやらないものに比べまして、当然これは被害が小さいという結果も明らかであります。

それから特に表日本におきましては、同時に水が少なく、旱害の方も多少加つてございまして、乾燥している度のひどいところは旱害がひどくなつた、こういうことであります。

それにつきまして最も早く樹勢を回復させることが必要であるということでございますので、これは二月二十日でございますけれども、事務次官の名前をもちまして、さしあたりの防除技術対策、これの指導につきまして通達を行なつております。この中でそれぞれ作物別に、特に県に注意をしておるわけでありまして、この中におきまして、ただいまのものに對します技術的な注意、これを果樹についても流しておるわけでございます。

○湯山委員 これはただいま大体の状況は御説明いただいたわけですが、それ、一体経験のない被害なものですか

ら、これだけ大きい旱害、雪の害というものは受けたことがないものですから、実際はこれからあとどうするか、非常に困つておることも多いと思ひます。それで今どういふ指導をなさつたか、あるいは農業等はこういうものをいつて消毒をやれとか、あるいは幹の日焼けを防ぐためには石灰乳を塗りつけろとか、いろいろとこまかい御注意があつたと思ひます。こういうことは全くこういう災害をえなければならぬという点に、要らない費用なので、おっしゃつたように、どうしても助成ということを考えないとやらない。ことに夏ミカン等は、落果した初めは当然ジュース等の原料になるだろうというので簡単に考えておりました。が、これも今の地形による御説明の中で、高いところのものはほとんど腐つて役に立たない。それから下の方のものも、これは原料にはなるけれども、一貫目五十円ぐらいで、とても引き合ひにからない。それからその原料として消化する能力にも限度がある。こういう問題もございまして、かりにそれがジュースの原料に使われたとしても、これに農林省の方の御指導で、落としてはいかぬ、なるべく落とさないようにしろという御指導もあるわけでは、こういうことなど、夏ミカンなどは非常に大打撃だと思ひます。そういうことを考えていけば、どうしても激甚災を果樹にも適用する。私、知つておるから、たまたまそういうものを例にあげたので、ブドウにしても、御存じのようにブドウは回復までの年数が長い。ナシ等についても大なり小なり同じようなことがあると思ひま

す。そこで、どうしてもこれは激甚災の対象にもするし、助成をこの際はしていただくということでは、運折的拡大というふうなことを申ししても、すでに酪農があつた困難な状態にある。今度は果樹もまたそれに続いてむずかしくなつてくる。こういうことになれば、これは日本の農業、農政の上で大問題なので、まずこの果樹を含めて激甚災の指定、それから特に今回肥料とか農薬とかその他必要なものについての助成措置をぜひお考えいただかなければならぬと思ひます。が、政務次官から――政務次官の方もリンゴがございましてからおわかりいただけると思ひますので、一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

かそこで助成の道がないかということにつきまして、真剣に検討をいたしておるような次第でございませう。

○湯山委員 今、政務次官の御答弁のような問題は、将来にわたつて御研究願うものには共済制度の問題もありませうけれども、当面果樹災害に対する対策については、一せび強力にお進め願ひたいと思ひます。

それからこの試験研究のあり方ですね。これもごく一部のことは存じませうけれども、もし全体がこういう状態であれば一つ改めていただく必要があるのではないと思ひます。この試験研究で高冷地、寒冷地、そういうところの試験場では、そこに何が適するかという試験はぜひふんやつておると思ひます。四国あたりでもリンゴができるかできないかというふうな試験はやつておられますけれども、今のような、たとえばこれがどういふ被害を受けるか、その被害に對してはどういふ対策を立てたらいいか、つまりそこではずりくいくいものをいろいろつくつて、それによつて被害防除とか予防といったような研究はあるいは行なわれていないのか。と申しまして、これは、今回の対策等につきましても、果樹あたりでも、一体どれだけ被害が将来にわたるのかかわらない。ピワにしても、ちょうど花季に寒波を受けたり、雪が来たもので、一体来年どうなるか、あるいは柑橘にしては、古いのは簡単に対策は立つと思ひますけれども、若い枝の枯れたものをどうしたらいいのか、あるいは同じ柑橘にしても、現在実のついている夏ミカンとか、そういうものに對する対策と、それからもう収穫の終わった温

州ミカンに対する対策、そういうことについてどうしていいかわからな

を期し得るのではないかと、いうふう

たしたのであります。従いまして、し

です。先般予算委員会においても

議をする時間的な余裕が必要で

ても、一体どういふものをどの分量

ないものも、と、いろいろあります

強く交渉を重ねまして乳価の引き下

しても農林省に対して同意を与え

ます。この点について伺いたい。

はあつたようですけれども、なかなか

か、今ここで聞く限りのところ

と、二月一ぱいで買い上げは終了

越したことはないのではありません

は、地方選挙というのは重大な選挙

るばかりのものでなくて、あいつ

か、実現していくか、その過程にお

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

たものに対する——これは非常に

て、あるいはまた新しい災害の事

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

で今までの融資のこととか、そう

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

ことだけでは解決できないものだ

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

は思ひます。こういう点について

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

一つお考え願いたいと思うので

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

これはどうでしょうか。

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

○富谷政府委員 非常にまれに

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

す気象災害でございますので、従

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

りの経験がなかったことは御指摘

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

ば肥料の分給でありますとかある

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

樹勢回復のためのポルドー乳の塗

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

ありますとかいう指導は全国的に

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

をとって進んでおるようなわけで

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

ます。特にその点指導の面でそ

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

あつたというように私考えてお

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

らぬというように私考えてお

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

将来の対策といたしましては、こ

買ひ上げの主旨の目的で、その

き、三月七日でしよう。三月二十

は、地方選挙というのは重大な選挙

は、地方選挙というのは重大な選挙

料を持ち出すものですからして、非常に審議が渋滞するわけです。ですから、今年度の審議会の場合は、昨年の例もありませんから、十分政府当局としても資料を用意して、審議会委員から要求されてから出しますというふうなうまいふりを示さぬように、十分これは最初から心がけてもらいたいわけです。特に次官から明らかにしておいてもらいたいのは、政府の立場からだけではない、価格は算定のための案というものを用意するとしても、一案だけではいけないと思うのです。たとえば法律に基づく価格算定方式にしても、解釈によっては非常に多様にわたる場合があるわけです。ですから、たとえば生産費方式による場合とか、米価と同じように生産費所得補償方式による場合とか、あるいは需給均衡方式による場合とか、いろいろ従来政府が農産物や畜産物の価格算定をする場合に用いた方式というものが幾多あるわけです。ですから、これは単に政府ができるだけ安い価格できめようとする算定方式だけを一案出すのではなくて、生産者の立場とかいろいろな立場から考慮した場合を予想した多様な算定方式というものをすべて試算した資料というものを当然出すべきであるというふうに私たちは考えておるわけです。

もう一つは、昨年の審議会の答申とあわせて審議会としての意見を農林大臣に具申してあるわけです。それは牛乳にしても生乳についてもあるいは畜肉等についても、十分な農林省としての生産費の調査というものは行なわれていないわけですね。対象農家等もごく僅少である。ですからその農家が

なった生産費上の調査資料等によっても非常に信頼性が低いということになるわけですね。ですから、昨年はその点を指摘して、明年度の審議会までに三十七年の生産費調査等については十分積極的にこの調査を進めて、その調査に基づく資料というものを審議会に提出すべきである、こういう意見が大に具申されておるわけであって、さだめしそれを尊重して十分な牛乳の生産費調査、あるいは畜肉関係の生産費調査等は行なわれておると思うわけです。これらは一体どういうふうになつておるか、この機会に事前に明らかにしておいてもらいたいと思う。

○津島政府委員 ただいまだんだんお話でございましたが、このたびの審議というものが二十三日というふうなところに押えられております。よほど手ぎわよくと申しましようか、運ばなければならぬと思うのであります。従いまして、御審議に手間をとるようでは非常に困りますので、ただいま御要請の資料等につきましては、なるべく詳細に完備したものを提出し申し上げまして、そして御審議の資料にいたしましたことを次第であります。

○芳賀委員 それでは政務次官の誠意ある答弁に期待して、そのように運んでもらいたいと思います。

○長谷川委員長 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題とし、補足説明を聴取いたします。斎藤農政局長。

○斎藤農政局長 農薬取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして、改正の内容の概略につきましては、

すでに提案理由で御説明いたしました通りであります。詳細につきましては御説明を申し上げますと、その改正の第一点は、農薬の範囲を拡大したことでございます。

すなわち、農薬の進歩に伴いまして、近年、野菜、果樹等の成長促進剤、タマネギ等の発芽抑制剤等、農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる薬剤が相当普及して参りました。これら薬剤の普及に伴い、従来から本法の対象となつていた防除薬剤と同様に、不良品の出回りを防止し、その品質を維持し、農業者が安心して購入できるようにするため、これらの薬剤も農薬として本取締法の対象とするにいたしました。

また、近年普及し始めた果樹等の生産に用いられる農薬を塗りまたは含ませた防虫袋につきましては、政令で定めるものにつきましては、同様に農薬として本取締法の対象とすることにいたします。すなわち、農作物等を害するウィルス等を新たに防除薬剤の使用対象となる病害虫に加えることにいたしました。

改正点の第二といたしましては、水産動植物に有害な農薬についての登録要件を整備したこととあります。すなわち、従来農薬の登録にあつては、その農薬の水産動植物に対する毒性の程度等は、特別の考慮を必要としないこととなつていたものであります。今後は、第二条第二項にございますように、登録申請書に水産動植物に有害な農薬については、その旨を記載せしめることといたします。同時に、第三条第一項第四号及び第三条第二項にありますが、登録申請があつた農薬に

ついて、農林大臣が農薬資材審議会の意見を聞いて定める基準に照らし、その種類の農薬が、相当の普及状態のもとに一般的に使用されるときは、水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の持続性から見て、多くの場合、水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるときは、その農薬の品質を改良すべきことを指示し、一カ月以内に品質の改良をしないときは登録申請を却下し得ることとしたのであります。

改正点の第三といたしましては、登録票の記載事項及び農薬の表示事項を整備いたしました。特に適用病害虫及び使用方法については登録票の記載事項を明示せしめるようにいたしましたこととあります。

すなわち、農薬に表示される適用病害虫及び使用方法は、その農薬の適正な使用を確保し、使用に伴う被害等を防止する上に重要な役割を果たすものであります。従来その変更は届出をすれば足りることになっておりましたのを、第二条第三項第三号の改正によりまして、申請にかかる適用病害虫及び使用方法を登録票の記載事項とし、第七条で表示もこれと一致したものでなければならぬことといたすとともに、水産動植物に有害な農薬についてはその旨を表示せしめることといたしました。

改正点の第四は、指定農薬につき都道府県知事が使用規制の措置をとり得ることとした点であります。すなわち、さきに申し上げた第三条第一項第四号によつて水産動植物に対して毒性が非常に強い農薬については、登録が受けられないことになつたのであります。一定の気象条件地理的条件下、その他の自然的条件のもとで相当広範な地域にわたる水田においてま

とまつて使用されることにより、水産動植物に著しい被害を生ずるおそれのある種類の農薬、たとえばPCPのごとき農薬については、これを登録するも、その使用の区域なり時期について適切な規制を加える必要があると考えますので、政府は第十二条の第二項によりこのような種類の農薬を指定農薬として政令で指定することとし、この指定農薬につきましては、その使用に伴つて水産動植物に著しい被害が生じまたは生ずるおそれのあるときは、第二項にありますが、都道府県知事はその指定農薬の使用にかかる利害の調整その他その使用の規制に必要とする方策について、農業及び漁業に関する団体並びに学識経験者の意見を徴しなければならぬものとしました。

を第十三条第三項として、また指定農業を定める政令の制定改廃の立案等について農業資材審議会の意見を聞くべきことを第十六条としてそれぞれ付加または改正し、以上の改正に伴う罰則その他所要の規定を整備いたしました。最後に、本法の改正及び第一条第一項の政令の制定またはその改正により新たに農業取締法の対象となる農業につき所要の経過措置等を講ずることといたしてあります。

以上、農業取締法の一部を改正する法律案の補足説明といたします。

○長谷川委員長 次会は来たる十二日火曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

〔参照〕

漁港法の一部を改正する法律案（内閣提出第三十六号）に関する報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（内閣提出、承認第一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

農林水産委員會議録第十一号中正誤

ページ 行 誤 正

八三 五 捕獲 捕獲

九〇 末から 資源研究 試験研究

一〇〇 三 三 なを なお

農林水産委員會議録第十二号中正誤

三三 三 存じます。 存じます。

一四 末から 採決 採決

二〇 末から 北太平洋 北太平洋
〃 〃 末から プリビロフ プリビロフ
三三 一五 大臣と 大臣も
四〇 〃 一〇 角谷委員 角屋委員